

1. 平成26年第1回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成26年2月27日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 平成26年度施政方針について
- 日程4 議案第1号 専決処分した事件の承認について（平成25年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））
- 日程5 議案第2号 郡上市公平委員会委員の選任同意について
- 日程6 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程7 議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第5号 郡上市住民自治基本条例の制定について
- 日程9 議案第6号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第7号 郡上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について
- 日程11 議案第8号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第9号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第10号 郡上市公の施設使用料徴収条例及び郡上市役所庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第11号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第12号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第13号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第14号 郡上市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第15号 郡上市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 日程19 議案第16号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第17号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

- 日程21 議案第18号 郡上市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 日程22 議案第19号 郡上市郡上八幡博覧館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する
条例について
- 日程23 議案第20号 郡上市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第21号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程25 議案第22号 郡上市水道事業料金等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程26 議案第23号 郡上市資源ごみ回収施設「エコプラザ」の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程27 議案第24号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日程28 議案第25号 郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正
する条例について
- 日程29 議案第26号 郡上市学校給食費徴収条例等の一部を改正する条例について
- 日程30 議案第27号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程31 議案第28号 郡上市佐藤鐵太郎奨学基金条例を廃止する条例について
- 日程32 議案第29号 平成25年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程33 議案第30号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程34 議案第31号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程35 議案第32号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程36 議案第33号 平成25年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程37 議案第34号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）につ
いて
- 日程38 議案第35号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて
- 日程39 議案第36号 平成25年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第1号）について
- 日程40 議案第37号 平成25年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につい
て
- 日程41 議案第38号 平成25年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程42 議案第39号 平成25年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程43 議案第40号 平成25年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程44 議案第41号 平成25年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）について
- 日程45 議案第42号 平成26年度郡上市一般会計予算について

- 日程46 議案第43号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程47 議案第44号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程48 議案第45号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程49 議案第46号 平成26年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程50 議案第47号 平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程51 議案第48号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程52 議案第49号 平成26年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程53 議案第50号 平成26年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程54 議案第51号 平成26年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程55 議案第52号 平成26年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程56 議案第53号 平成26年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程57 議案第54号 平成26年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程58 議案第55号 平成26年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程59 議案第56号 平成26年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程60 議案第57号 平成26年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程61 議案第58号 平成26年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程62 議案第59号 平成26年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程63 議案第60号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程64 議案第61号 平成26年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程65 議案第62号 平成26年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程66 議案第63号 平成26年度郡上市病院事業等会計予算について
- 日程67 議案第64号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程68 議案第65号 高鷲吹高原スポーツ広場の指定管理者の指定について
- 日程69 議案第66号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程70 議案第67号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程71 議案第68号 工事請負変更契約の締結について（八幡中学校校舎棟耐震補強改修工事（建築工事））
- 日程72 議案第69号 財産の無償譲渡について（郡上八幡吉田農林集会所）
- 日程73 議案第70号 財産の無償譲渡について（小間見集会所）
- 日程74 議案第71号 財産の無償譲渡について（白鳥コミュニティ消防センター）
- 日程75 議案第72号 財産の無償譲渡について（前谷集会所）

- 日程76 議案第73号 財産の無償譲渡について（石徹白農村センター）
- 日程77 議案第74号 財産の無償譲渡について（二日町地区第1コミュニティ消防センター）
- 日程78 議案第75号 財産の無償譲渡について（高鷲大洞集会所）
- 日程79 議案第76号 財産の無償譲渡について（障害福祉サービス事業所みずほ園）
- 日程80 議案第77号 財産の無償貸付けについて（八幡町柳町字一の平地内）
- 日程81 議案第78号 市道路線の認定について
- 日程82 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程83 議選任第1号 郡上市農業委員会委員の推薦について
- 日程84 議報告第1号 諸般の報告について（例月出納検査結果）
- 日程85 議報告第2号 諸般の報告について（定期監査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷲 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久

総務部長	服部正光	総務部付部長	武藤隆晴
健康福祉部長	羽田野博徳	農林水産部長	野田秀幸
商工観光部長	山下正則	商工観光部付部長	水野正文
建設部長	武藤五郎	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	三島哲也
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	猪島敦
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場康晴	議会事務局 議会総務課長	丸井秀樹
議会事務局 議会総務課長 補佐	河合保隆		

◎開会及び開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員の皆様には大変御多用のところを出席をいただきましてありがとうございます。

本定例会は、議案が79件、報告が3件であります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

ただいまから平成26年第1回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、広報のための写真撮影を許可いたしており。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には1番 山川直保君、2番 田中康久君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（清水敏夫君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る2月19日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日2月27日から3月26日までの28日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月27日から3月26日までの28日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、まことにありがとうございます。

◎平成26年度施政方針について

○議長（清水敏夫君） 日程3、平成26年度施政方針についてを議題といたします。

日置市長、お願いいたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

本日は、平成26年第1回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

定例会の開会に当たり、御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、諸般の報告並びに市政運営の基本的な考え方と新年度当初予算の編成方針、また、この予算に盛り込みました主要施策や事業について御説明申し上げ、議員の皆様を初め市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

まず最初に、若干の御報告を申し上げます。

第1点目は、「白山ユネスコエコパーク協議会」の設立についてであります。

去る1月27日に、岐阜県、石川県、富山県、福井県の4県にまたがる「白山ユネスコエコパーク」の登録継続に向け、4県7市村からなる「白山ユネスコエコパーク協議会」が設立されました。郡上市は同協議会の一員として、ユネスコが設定するエコパーク（生物圏保存地域）の理念に基づき、自然を守りながら地域社会の発展を目指す共生の取り組みを進めてまいります。

第2点目は、市建設部の事務所移転についてであります。2月4日に岐阜県と建設分野で連携、協力を進めることに合意し、協定を締結いたしました。新年度から市建設部を県郡上総合庁舎2階へ移転し、同庁舎の3階にある郡上土木事務所等との連携を深めることにより、市民サービスの向上や災害時の危機管理体制を強化いたします。

第3点目は、東京都港区との「災害時相互協力協定書」の締結についてであります。2月6日に郡上市と友好都市である東京都港区との間で協定を締結いたしました。2011年の東日本大震災発生時には、郡上市が港区の要請に基づいて給水車の派遣等を行いました。両自治体の災害時の協力関係をより確かなものにするため今回の協定に至ったものであります。既に福井県大野市、兵庫県篠山市、三重県志摩市と応援協定を結んでおり、4番目の協定となります。

第4点目は、歴史的風致維持向上計画の認定についてであります。2月14日に、いわゆる「歴史まちづくり法」に基づく郡上市の歴史的風致維持向上計画が、国土交通省、農林水産省及び文部科学省の三省から認定されました。今後は、認定された計画に沿いながら、重伝建地区を中心に城下町郡上八幡の歴史的風致を生かしていくための事業を進めていきたいと考えております。

第5点目は、新しいガイドブックの発行についてでございます。このたび「郡上市くらしのガイドブック」、こうしたガイドブックでございます。これを作成をいたしまして、2月中旬から各家庭に配布をいたしております。発行の経費については、全て広告料収入によって賄われております。市役所の窓口手続など暮らしに役立つ情報を掲載しており、発行に当たって、広告掲載に御協力いただきました事業者の皆様には感謝申し上げますとともに、市民の皆様にはぜひ御活用をいただきたいと考えております。

第6点目ですが、2月23日に閉会を迎えたソチ冬季オリンピックで、高鷲スノーパークでわざを

磨いた平岡卓選手がスノーボード競技男子ハーフパイプにおいて見事銅メダルを獲得されました。大変な快挙であり、我々国民に大きな感動を与えてくれました。今季のウインターシーズンから市内スキー場の御英断で市内の小中高生等に対する新しいスキーリフト券特別優待制度が創設されましたが、今後とも、スキー場を利用したスポーツ振興を図り、平岡選手に続く競技選手を郡上から排出できればと考えております。

それでは、市政運営の基本的方針について御説明を申し上げます。

我が国の経済社会情勢は、安倍内閣のデフレ対策と経済再生への取り組みにより、景況は確かに上向いておりますが、まだまだ地域に効果が波及していない状況にあります。国は、地方の活性化を最重要テーマの一つに位置づけ、地方が持つ大いなる可能性を開花させるために、「減反」廃止や食料・農業・農村基本計画の見直しによる農政の改革、地方公共交通の再生、地域福祉やインフラ維持などの支援、地方法人税収の再配分による財源の確保、地域資源を生かした新たなビジネスにつなげる中小・小規模事業者の応援などに取り組むとされております。市といたしましては、消費税増税への経済対策を含め情報収集に努め、国県の施策を積極的に取り入れていきたいと考えております。

本市においては、明後日の3月1日に合併・市制施行満10年を迎え、11年度目に入る新年度からは普通交付税の合併算定替え特例措置の段階的縮減が始まり、一般財源の確保がこれまで以上に厳しくなります。

また、人口の減少と少子化・高齢化によって、これまで地域で当たり前に行われてきたことが今までもどおりできなくなる時代が到来しつつあり、こうした地域社会の存立にもかかわる問題に対して「安全・安心・活力・希望」の各施策を着実に進めていかなければなりません。新年度は「次なる10年」の第一歩を踏み出す年でもあり、市民の皆様とともに「ずっと郡上もっと郡上」の旗印のもと、郡上らしさにあふれた持続可能なふるさとを目指していきます。

合併・市制施行10周年を記念する事業は、3月1日の記念講演会を皮切りに、来年2月末までの1年間を通して展開をいたします。5月25日には記念式典に加え、地域や世代間の交流を促進し、郡上市の一体感の機運を高めるため、「市民の広場」と銘打ったイベントも開催し、大いに10周年を盛り上げてまいりたいと思います。

また、新年度における重点的な取り組みとして、1点目は、「活力・希望のある郡上」として、地域資源である森林が生み出す「木」と「水」を最大限有効活用する各種施設。

2点目は、いつまでも「安全で安心して住める郡上」であるため、子育て世代、高齢者、障がい者に対する支援を継続するとともに、小中学校や地区集会所等の耐震化を積極的に進めます。

3点目は、普通交付税縮減に対応した行財政体制の確立に努め、また発行期間が延長された合併特例債を可能な限り活用し、防災対策を初めとした社会基盤投資を進めます。

4点目は、合併後10年間にわたって、市政運営に対して御意見をいただいた7つの「地域審議会」の設置期間終了に当たり、今後も持続可能な地域をつくるために、多様な市民が参画し、その力を統合する新たな組織として7つの「地域協議会」を設立することとし、その組織づくりや活動への支援を行います。

また、あわせてこの機会に「郡上市住民自治基本条例」を制定し、住民自治に基づく自治体運営の推進を図りたいと考えております。

以上4つの重点のもと、平成26年度の予算編成におきましては、引き続き「安全・安心・活力・希望」を基本理念とし、総合計画後期基本計画に基づき、1、地域資源を生かして産業を育てるまち、2、美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち、3、支え合い助け合う安心のまち、4、香り高い地域文化と心豊かな人を育むまち、5、市民と行政の協働により自律するまち、6、個性ある地域づくりを推進するまち、7、身の丈に合った行財政体制の確立、この7つを予算編成の柱と位置づけました。

この結果、一般会計の性質別歳出では、普通建設事業に平成25年度当初対比7.3%減の46億649万円、人件費に4.0%減の43億1,213万円、扶助費に2.5%増の29億6,088万円、物件費に0.7%減の38億4,116万円、補助費に5.0%増の19億6,503万円、繰出金に5.4%減の34億9,666万円を計上いたしました。公債費については、公債費負担適正化計画に基づき、平成26年度に繰り上げ償還を行う3億360万円を含めて1.4%増の55億8,565万円を計上いたしました。このうち普通建設事業が大きく減少いたしましたのは、大和中学校整備事業及び八幡中学校耐震補強事業に係る事業費の減額によるものであります。その他の耐震基準に満たない小中学校についても、引き続き耐震補強工事を進めてまいります。

一方、歳入では、まず市税について税目ごとの増減見込みに基づき、全体では49億3,020万円を計上し、0.1%、279万円の減となりました。地方交付税については、合併後10年が経過したことから、普通交付税の合併算定替え特例措置の段階的縮減期に入るわけですが、平成24年度の法人市民税の大幅増収により一時的にふえた平成25年度の基準財政収入額が平成26年度には平年並みに戻ることなどの影響額も考慮して、普通交付税は平成25年度対比3,100万円増の119億1,800万円を計上いたしました。また、特別交付税については、国の地方財政計画により700万円減の6億600万円を計上いたしました。この結果、地方交付税全体としては125億2,400万円となり、0.2%、2,400万円の増額となりました。

市債におきましては、通常債で19億6,030万円を計上し、公債費負担適正化計画による平成26年度の発行限度額20億円以内を堅持いたしました。また、国の地方交付税特別会計の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債は、国の総枠の減少に伴い、平成25年度対比1億5,900万円減の9億3,800万円を計上いたしました。この結果、市債全体では28億9,830万円となり、平成25年度と

比較して18.6%、6億6,120万円の減となりました。

なお、市債の繰り上げ償還の財源に充てる等のため、減債基金を中心に基金繰入金を3億861万円、図書館整備事業、これは市図書館たかす分室の移転事業であります、の財源に充てるため高鷲財産区特別会計から1,500万円を繰り入れるなど、特別会計繰入金を2,352万円計上しました。

このような方針に基づき編成した新年度予算の一般会計の予算規模としては273億6,300万円で、平成25年度当初予算と比較して4億5,000万円、1.6%の減となりました。特別会計は153億733万3,000円で2億5,535万円、1.7%の増、企業会計は56億405万6,000円で4億1,359万5,000円、8.0%の増、3会計合計で、3つの合計で482億7,438万9,000円で2億1,894万5,000円、0.5%の増となりました。

続きまして、7つの分野別施策における項目ごとの主な内容を御説明を申し上げます。

最初に1つ目の柱である「産業・雇用」についてであります。

農業の分野については、人口減少と高齢化の進展による担い手問題の深刻化、TPP交渉参加に対応する対策など、国において農政改革が進められようとしております。

本市においては、今後の農業のあり方を定める「人・農地プラン」を作成するとともに、集落の核となる農業経営体の育成を進め、持続可能な地域農業の実現を目指します。そして、このプランに位置づけられた新規就農者に対し、1人当たり年間150万円を支給する国の新規就農総合支援事業を活用し、新たに2名を増員させ6名を支援いたします。

また、青空市場等での地元農産物の販売拡大や学校給食への食材供給など、地域農業の活性化に向けた地場農産物拡販奨励事業による農業アドバイザーの栽培指導の充実を図り、地産地消を積極的に促進します。

農業6次産業化ネットワーク活動交付金事業により、生産者が農作物の生産・加工・販売を一体的に取り組むことにより、農作物の付加価値を高め、農業所得の向上や地域を活性化する取り組みを支援いたします。

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応するため、鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣の捕獲と分布調査や地域ぐるみで行う恒久柵の設置など、鳥獣被害防止対策を促進するとともに、獣肉の利活用についても調査研究を進めます。

中山間地域等直接支払い交付金などにより、集落や農地の多面的機能の確保、農村の環境保全及び水路などの農業用施設の長寿命化に対し、農業者が主体的に取り組む活動を引き続き支援いたします。また、南北2つの農業委員会が統合した郡上市農業委員会では、女性農業委員の参加により、新たな視点に立ち、地域農業の活性を目指します。

白鳥地域特産物振興センターの老朽化に伴い、1階フロアの改修により利便性を高め利用者の増加を目指します。

次に、森林・林業については、林業・林産業の振興を図るため、平成26年度末の稼働を目指す大型製材工場の整備を支援するとともに、引き続き原木安定供給体制の整備や森林・林業の人材育成を進めます。

また、木材生産に適さない里山林や奥地の水源林では、森林環境税等を活用し、森林の多面的機能の維持増進に努めます。郡上市産材の有効利用や地域産業の振興のため、郡上市産材住宅建設等の支援を引き続き行うとともに、明宝温泉湯星館に木質バイオマスボイラーを導入し、湯星館のコスト削減と森林資源活用による地域への経済効果を高め、地域内におけるエネルギー循環システムの構築を目指します。

農業、林業の振興を図るため、県営中山間地域農村活性化事業等により、農業生産基盤及び農業集落環境の整備を行うとともに、利用間伐など積極的な林業生産活動を促進するために、公共林道整備事業等を活用した林道整備を計画的に実施いたします。また、山地荒廃による土砂災害を防止し、安定した森林づくりを進めるために治山事業を推進いたします。

畜産振興については、平成29年度に開催される第11回全国和牛能力共進会宮城大会に向け、引き続き良好な資質を持つ雌牛群の発掘と保留に努め、和牛の系統改良に取り組みます。また、11月から始まる出品牛の受精に向け、受精卵移植の技術を生かしながら取り組みを強化するとともに、生産者の飼養管理技術の向上を図り、若い後継者の育成に努めます。

懸案となっておりました獣医師職員につきましても採用確保のめどが立ち、その能力を最大限に生かすためスキルアップに努めます。このほか、口蹄疫などの伝染性疾病の侵入防止のため、新たに消毒機材を導入いたします。

次に、商工振興については、商工業の自立的かつ持続的な発展のため、市内企業に対する経営指導や各種の融資制度及び助成制度の有効活用、そして新規就業者の人材育成に取り組みます。

また、新たな工業団地適地調査を実施し、企業の選択肢を広げ、地域資源活用型の企業誘致活動を一層推進してまいります。さらに、各種奨励金を活用して市内企業を支援することで、雇用の場の創出と拡大を図ります。

郡上の豊かな資源と高い製造技術を生かして「売れるモノづくり」をさらに高めるため、新商品開発支援事業として各種セミナーの開催や国内各地での商談会及び物産フェアへの出展を支援するなど、魅力ある郡上製品の創出と販路拡大に取り組みます。

特に「食の王国づくり」では、交流人口を市内での消費拡大につなげるため、食の観光資源化を進め、種類が豊富で質の高い郡上の食材を売り込み、食のイベントの開催やイベントへの参加支援を通じて、御当地グルメの情報発信と食の産業全般のレベルアップ並びに収益増加につなげてまいります。

次に、観光振興については、来春の北陸新幹線の長野金沢駅間の開業や東海北陸自動車道白鳥伊

インターチェンジから飛騨清見インターチェンジ間の4車線化に対応して、「通年型・滞在型の観光地づくり」を強力に推進するため、歴史・文化の名所、踊りやイベント、アウトドアリゾート、ウィンタースポーツなどの多様な観光資源にさらに磨きをかけ、他地域と連携した広域観光を進めるとともに、市の観光行政の発展に資する人材を育成するため、岐阜県観光連盟事務局へ職員1名を派遣いたします。

また、郡上市フォトコンテストを行うほか、食品サンプル業界として初のイベントとなる「全日本食品あーとグランプリ」の開催を支援いたします。さらに、テレビドラマ等の撮影を郡上に誘致するために、テレビ局、ドラマ制作会社にロケーションの素材をPRするフィルムコミッション事業を積極的に進めます。

外国人観光客誘致については、中部運輸局が推進する「昇龍道プロジェクト」を追い風として、台湾を中心にタイ、シンガポールなどのアセアン諸国からの積極的な誘客を行います。そして、郡上市へのお客様をお迎えする観光施設の修繕・整備を計画的に進めるほか、施設の用途や設置目的を勘案しながら民間企業等への譲渡についても検討いたします。

以上、「産業・雇用」の施策に12億3,437万円、これは全て一般会計でございまして。を計上いたしました。

次に、2つ目の柱である「環境・防災・社会基盤」について申し上げます。

水道事業については、徹底したコスト削減と財政状況も勘案しながら、効率的な水道施設統合により、安全・安定供給による持続可能な事業形態を目指します。

また、引き続き有収率、収入がある率と書きますが、引き続き有収率の低い施設を中心に、計画的に漏水調査を実施し、漏水箇所の把握を行うとともに老朽管布設がえ等の修繕による有収率の向上に努めます。

主な事業として、市内全域にわたる水道施設統合については、高鷲南部及び大和中央は平成27年度、高鷲北部は平成28年度の完成に向け引き続き整備を実施いたします。また、八幡南部の統合事業は、平成28年度完成に向け着手いたします。

下水道事業につきましては、特定環境保全公共下水道事業として、特環大和中央処理区の処理場増設を新年度の完成に向け引き続き実施いたします。こうした取り組みにより、集合施設整備計画は全て完了することとなります。下水道使用料は、新年度に市内統一料金となり地域格差が解消されます。世代間の負担の公平化を図るための一種の借換債ですが、下水道事業資本費平準化債については3億8,000万円を発行いたします。

廃棄物対策としては、郡上クリーンセンターや環境衛生センター、北部クリーンセンターの点検・修繕事業等を実施し、施設の適切な維持管理に努めます。また、ごみの減量対策として、リサイクルの拠点施設「エコプラザ」の利活用や分別収集の徹底を進めます。また、不法投棄防止対策

等に引き続き取り組んでまいります。

再生可能エネルギーの有効活用を進めるため、太陽光発電システムの一層の普及を図るとともに、小水力発電可能地調査の実施と自然エネルギー学校開催による普及啓発を図ります。そして、小水力発電施設については、県営事業及び地元民間組織での事業実施により、白鳥町石徹白地内及び阿多岐地内での設置に取り組みます。

消防・防災対策については、市民の安全・安心の確保に向け、地域防災力のかなめであります消防団の充実強化のため、自治会と連携して消防団員を確保するとともに、消火活動時の安全装備として防火衣の更新を計画的に進めてまいります。また、地域の消防活動を効率的、効果的に行うため、組織改編をいたしました八幡方面隊及び和良方面隊が新体制での活動を開始するとともに、他の地域においても引き続き消防団組織体制のあり方を検討いたします。

市の避難所に指定する地区集会所については、耐震指標を満たしていない施設の耐震化を促進するための高率の助成を行い、災害時に安心して使用できる避難所の確保を図ります。

常備消防については、消防・防災業務や救急業務を的確迅速に行うために、消防大学校での研修や救急救命士の養成を行うなど、職員の資質向上による組織の強化を図ります。また、消防施設については、消防力の維持強化を図るため、水槽付消防ポンプ自動車などの更新と、林野火災用ポンプ・水幕ホース、水の幕でございますが、水幕ホースを導入するとともに、消防活動時の安全対策を向上充実するため個人用警報器・身体安全確保器具の導入を図り、二次災害の防止や活動環境の改善に努めます。

次に、社会基盤整備については、東海北陸自動車道の4車線化の早期完成を初め、直轄国道である大和改良や徳永歩道、県事業による濃飛横断自動車道と和良金山道路や郡上南部広域農道など継続事業を促進するとともに、国道156号の郡上大橋かけかえや、主要地方道金山明宝線めいほうトンネルの早期事業着手など、懸案事業の推進に向け関係機関に対し、より一層の働きかけを行ってまいります。

郡上市の基盤整備事業としては、社会資本整備総合交付金事業や合併特例道路整備事業等による道路・橋梁の整備と維持管理、災害危険箇所の解消を推進するための河川改修や急傾斜地崩壊対策事業の実施、また、冬季における市民生活の安定を図るための除雪体制の整備・確保に努めます。

主な内容としては、八幡町の市道愛宕桜町線の八幡橋、いわゆる学校橋のかけかえや、大和町の市道繁久線、高鷲町の市道切立線及び美並町の市道相戸本線については、新年度の完成を予定しています。このほか、市道生屋区内1号線改良を初め、市道剣万場線の万場橋など橋梁の耐震補強・長寿命化のための改修等を継続実施するとともに、道路ストック総点検事業により、路面、構造物及び附属物の調査点検も実施し、道路改良及び維持補修の優先度を考慮し計画的に整備を進めてまいります。また、沿道林修景整備事業では、市直営と自治会提案型を併用しまして、道路環境整備

とライフラインの確保を積極的に進めます。

あわせて、都市計画区域として、交通、環境、景観、防災等の都市機能の充実に向けた総合的な施策を進めるための都市計画マスタープランが、平成27年度に策定目標年度を迎えることから、八幡町市街地部分を対象とした計画の見直し業務を進めます。また、郡上市の良好な景観を保全し、快適な住環境を形成するため、景観計画、景観条例に基づいた規制、誘導などに取り組みます。八幡町市街地においては、冒頭に申し上げましたが、国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づくまちづくりを推進いたします。

市営住宅については、公営住宅長寿命化計画により適切な維持管理に努めます。

なお、これも冒頭の報告で申し上げましたとおり、新年度から市建設部が県の郡上総合庁舎へ移転し、県と市の関連部署が同じ庁舎で執務する利点を生かして、市民サービスの向上と効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、災害時における危機管理体制の強化を図ります。

次に、公共交通については、引き続きバス路線を維持し、市民の移動手段の確保と利便性の向上に努めます。利用者が年々減少していく現状であり、バスと鉄道が連携した定期券の周知や高齢者を対象とした試乗体験などの利用促進に努めます。そして、市民の皆様の意見を参考に、ルートや時刻の見直しを行ってまいります。また、長良川鉄道につきましては、今後も引き続き沿線市町と連携し運行支援を行います。

ケーブルテレビ事業については、平成25年度から指定管理者制度を導入しており、この4月1日にケーブルテレビは開局10周年を迎え、指定管理者による特別番組の制作など、自主放送番組の一層の充実に努めます。

また、住民情報システムを自治体クラウド型の総合行政情報システムへ移行することにより、業務の標準化等による効率化やシステムの共同利用による経費の適正化及び堅牢なデータセンターの活用による災害対策やセキュリティの強化を図ります。

東日本大震災に伴う被災自治体への職員派遣につきましては、福島県いわき市に対し1名を継続派遣するとともに、岐阜県市長会派遣団の一員として岩手県釜石市へ1名を半年間派遣をいたします。

以上、「環境・防災・社会基盤」の施策に44億8,328万円、内訳は一般会計29億5,876万円、特別会計14億8,102万円、企業会計4,350万円を計上いたしました。

次に、3つ目の柱であります「健康・福祉」についてであります。

子どもを安心して産み育てることができる支援施策として、「高校生等医療費助成事業」、「がんばれ子育て応援事業」を平成25年度に創設いたしました。

このうち「がんばれ子育て応援事業」は、平成25年度は、これまでに該当する41人のお子さんを対象に10万円の郡上市共通商品券を保護者の皆様にお渡しすることができました。新年度は、両事

業を引き続き実施するとともに、子育てに不安や孤立感を抱えている家庭やさまざまな要因で養育支援が必要となっている家庭に対し、家事や育児支援等を行う「養育支援訪問事業」を創設いたします。養育支援訪問員には、福祉未来塾の卒塾生を雇用し実施をいたします。また、子育て支援に関する情報を子育て中の保護者に伝えるための「子育て支援ブック」を作成して配布をいたします。さらに、子ども・子育て関連三法に対応すべく、乳幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、昨年11月に実施した子育て支援に関するアンケート調査の結果を踏まえ、平成27年度から31年度を計画期間とする「子ども子育て支援事業計画」を新たに策定いたします。

次に、心身ともに健やかな暮らしの実現を目指し、生活習慣病の予防やがんの早期発見のための特定健診・各種がん検診を実施し、受診率の向上に努めてまいります。予防接種事業では、風疹の蔓延防止及び先天性風疹症候群の予防策として、風疹に対する十分な抗体を持っていない方を対象に風疹抗体検査費用の助成を行います。

地域福祉施策として、社会福祉協議会との連携のもと、生活困窮者に対する扶助や就労支援に努めるとともに、障がいのある方が日常生活や社会生活を地域において営むことができるように、市内の民間2法人が計画しているグループホーム建設事業に対する助成を行います。また、平成27年度から29年度を計画期間とする「第四期障害福祉計画」の策定に当たり、障がい者等のニーズ調査を行うなど、その意向に即した計画づくりに取り組みます。

高齢者福祉施策については、国において審議が進められている介護保険制度の改正に伴い、要支援者に対する介護予防給付の一部が地域支援事業へ移行され、施設サービスにおける重度者の優先入所、認知症対策の推進など、平成27年度から介護を取り巻く制度が大きくさま変わることが想定をされます。このため、介護サービスの充実はもとより新たな高齢者在宅福祉サービスの創設も含め、実効性のある「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を平成27年度から29年度を計画期間として策定をいたします。また、入所待機者を解消するため、特別養護老人ホーム20床の増設に対する助成を行います。

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷等に対する医療保険制度の根幹をなすものであり、国において国民健康保険の広域化など構造的な改革に着手しているところですが、本市においては、被保険者の減少等もあって保険税収入は伸び悩み、一方で医療費の拠出額は増加傾向にあります。このため、引き続き一般会計から7,500万円を繰り入れるとともに、基金から同額の7,500万円を取り崩して国保財政の健全化に努めます。

次に、高鷲、和良、小那比等の直営診療所群を構成する地域医療センターでは、広範な市域のへき地医療を推進するため、複数の医師をもって診療所群を支える現在のシステムを継続し、医療を初め保健、福祉との連携を保ちながら、特定健診や介護予防事業にも積極的にかかわってまいります。

公立2病院では、地域において必要な医療を確保するための医療機器や維持システムの整備など医療体制の拡充に努めます。また、民間医療機関との連携や人材の育成など少子化・高齢化の中でも安心して暮らせる地域医療の体制強化を目指します。

また、消費税率引き上げに伴い、国が創設した低所得者対策としての臨時福祉給付金を市民税均等割非課税者に給付するとともに、子育て世帯臨時特例給付金事業として特例給付を除く児童手当の受給対象児童の保護者に給付金を給付いたします。

以上、「健康・福祉」の施策に123億5,760万円、内訳は、一般会計32億1,367万円、特別会計88億9,023万円、企業会計2億5,370万円を計上いたしました。

次に、四つ目の柱であります「教育・文化・人づくり」についてであります。

郡上市の教育は、「郡上市の教育計画」によって推進されてきましたが、社会変化から生じる新たな教育課題に対応するため、平成26年度から平成30年度を期間とする「郡上市教育振興基本計画」を新たに策定いたしました。今後はこの計画をもとに郡上市の教育の充実を図ります。

学校教育では、自他の生命と人権の尊重を基盤とした「自立・共生・創拓の教育」を推進し、ふるさとへの誇りや感謝の心と、希望や夢を持ってたくましく人生を切り開いていく力の育成に努めます。そのために、郡上学への計画的な取り組みや他の地域との交流を通して、ふるさとへの理解と愛着を深める取り組みを進めます。また、少人数学級を生かす指導や活用の効く学力を育てる指導の充実のための職員研修とともに、ICTや学校図書館の活用を進めます。さらには幼児期から高校までの一貫性のある教育を推進するとともに、高度情報化社会が子どもたちに及ぼす悪影響を防ぐため、家庭や地域と連携し、情報モラルの指導や挨拶などの基本的な生活習慣の指導に努めます。防災対策としては、園・学校と行政等が連携した地域防災会議の取り組みを推進するとともに、郡上東中校区が岐阜県教育委員会の指定した防災教育に取り組んだ成果を全学校に広めていくことで、防災教育の充実を図ります。

学校施設整備では、引き続き大和中学校と小学校6校の耐震化を行います。平成23年度に工事着手した大和中学校は、平成25年度からの繰り越しとなる校舎棟の建築、新たに着手する特別教室棟の耐震補強及び旧校舎棟の解体を行い、耐震化が完了いたします。

就学支援では、経済的理由によって就学困難な状況にある高校生や大学生等のため、引き続き無利子の奨学金貸付制度及び教育ローン利子補給制度を実施いたします。

社会教育では、自治会や学校等との連携を図るために各地域に公民館専任主事を配置することにより、公民館体制の定着や公民館講座などの活動について充実を図ってきました。八幡地区の三つの地区館が国の表彰を受けるなどその成果が着実に出来ており、今後も一層の充実を目指して取り組みます。

生涯学習では、生涯学習講座や、市民アイデア講座などの学びの場を提供するとともに冊子「学

びネット郡上」を全戸配布するなど、講座情報の提供を行います。読書活動では、子ども読書推進計画の具現化を目指し、学校図書館との連携を図るための図書館体制づくりに取り組むとともに、市図書館たかす分室の移転など図書館の整備や図書館イベント等の開催など、図書にふれる機会の提供を行います。また郡上学関連では、郡上市についての理解と認識を深め、市民の一体感を高めるための郡上学総合講座並びに郡上かるた大会を引き続き開催いたします。

市民の文化活動の充実を図る事業として、古今伝授にちなむNHK学園との共催による短歌並びに俳句大会の開催、また円空についての興味・関心を深めるための、円空のこころ子どもの造形大賞など、地域文化の継承活動等を展開いたします。なお、郡上市文化協会を初めとした文化団体への活動支援のほか、第2回「青少年郷土芸能フェスティバル」を開催するなど、伝統芸能伝承の支援を行います。

古文書や歴史資料、文化財、重要美術工芸品等を収蔵・展示する施設が市にないことから、新たに整備に向けた研究調査を実施し基本計画を策定いたします。

郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区において、建造物の修理・修景事業を行うとともに、防災計画の策定に伴う調査事業を行います。また、埋蔵文化財研究員を配置し、八幡城跡調査及び保存計画の策定を進めます。

郡上市史編さんに向け、編さん委員会、編集委員会を開催し執筆を進めるとともに、史資料の収集によって郷土の歴史の再検証や市民にその成果を提供することで、今後のまちづくり、学習等の活動に役立てます。

スポーツ振興では、「第7回岐阜県民スポーツ大会スキー競技会」が開催されます。冒頭で述べましたように、このたびのソチオリンピックでの平岡選手の活躍は、私たち郡上市民に大きな夢と感動を与えてくれました。全国屈指のスキー場群を利用したスポーツ振興を図り、将来のスキーヤー・スノーボーダーの質を高め、愛好家をふやすことで、郡上市におけるウインタースポーツ文化の醸成を図ります。また、ぎふ清流国体を契機に機運の高まった相撲競技の拡充として、東海相撲大会や東海中学校総合体育大会相撲協議会などの各種スポーツ大会の開催誘致など、競技スポーツの推進を図るとともに、少年スポーツにおける指導者の育成及び資質の向上を図ります。健康や体力づくりの運動機会を充実するため、自然を生かしたウォーキング、トレッキング大会や軽スポーツ教室の開催など市民の皆様が気軽に運動やスポーツに親しむことのできる環境づくりにより「一市民一スポーツ運動」をさらに推進いたします。

以上、「教育・文化・人づくり」の施策に18億1,382万円、内訳は、一般会計17億9,126万円、特別会計2,256万円を計上いたしました。

次に、五つ目の柱であります「自治・まちづくり」について申し上げます。

地域の課題と現状を把握し、その課題解決に向けた取り組みを進めるため、魅力ある地域づくり

推進事業を実施いたします。平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とする郡上市総合計画に次いで、新年度から第二次郡上市総合計画の策定にも着手をいたします。

また、冒頭での報告でも申し上げましたとおり、「地域審議会」の設置期間終了に当たり、今後持続可能な地域をつくるために、多様な市民が参画しその力を統合する新たな組織である「地域協議会」を設立することとし、その組織づくりや活動への支援に取り組みます。

市民協働センター事業については、自立した市民が協働のまちづくりの主役として活躍できる郡上市の実現を目指し、引き続き市民協働センターの運営を市民協働センター運営委員会へ委託し、地域活動の相談や団体相互のネットワークづくり、また、「まちづくりフェスティバル」の開催などに取り組みます。

また、市政への幅広い層の市民参画、特に若者や女性の参画を推進するため、引き続き「ともいきフェア」を実施するとともに、新たに「郡上若者カフェ」を開催いたします。

交流・移住推進事業については、これまでの取り組みにより、平成25年4月から現在までの間に、この1年間に16組26人の方が、郡上市に移住などをされました。引き続き事業の運営を交流・移住推進協議会へ委託し、希望者のニーズに的確に応えるための情報発信や窓口相談などの、交流・移住事業に取り組んでまいります。

国内の都市交流については、東京都港区との交流を引き続き推進するとともに、郡上市を応援する会である「東京郡上人会」の交流会を東京で開催いたします。また、「東京郡上人会」の会員を郡上にお招きし「ふるさと探訪ツアー」を開催するなど、相互間の交流を進めます。三重県志摩市とは、平成25年度に志摩市安乗人形芝居保存会が郡上市を訪れ、高雄歌舞伎保存会とともにお互いの演目を披露されました。新年度は、郡上市の伝統芸能の魅力を広く発信するため、志摩市での高雄歌舞伎公演の開催を支援いたします。そのほか、物産出展や職員の人事交流を行うなど、深化した交流を展開いたします。

大学との連携については、現在、岐阜経済大学、岐阜大学、中部学院大学及び同大学短期大学部と連携協定を締結しています。岐阜大学では、平成25年度から地、これは土地の大地の地と知恵の知、知るという字がかけ合わされておりますが、その「地（知）の拠点整備事業」が実施され、大学と連携して地域の課題解決に向けた取り組みを行っており、新年度も引き続き職員を岐阜大学に派遣し地域づくりの専門家を養成いたします。

次に、斎場につきましては、施設の老朽化などの課題がある中、これからの斎場のあり方について市民の方々と意見交換を行ってまいりました。新年度では、これまでの調査及び検討結果をもとに、特に市北部の拠点斎場の整備を重点にして郡上市斎場整備基本計画を策定いたします。

和良庁舎を、旧和良病院跡地に振興事務所と消防車庫を併設し建設をいたします。木造を基調とした建物といたします。診療所や介護老人保健施設を初めとする福祉施設と同一敷地に公共施設を

集約し市民サービスの向上を図ります。

以上、「自治・まちづくり」の施策に4億8,375万円、内訳、一般会計が同額で計上いたしました。

次に、六つ目の柱であります「地域振興」についてであります。

郡上市総合計画後期基本計画の地域振興施策に掲げられた地域課題解決に向け、本庁と各振興事務所とが連携して事業を実施し、ふるさとの再生やコミュニティの活性化を図ります。各地域においては、地域資源の掘り起こしや文化継承、またそれらを活用したコミュニティビジネスの創造、そして市民にとって住みやすく安全な魅力ある地域づくりを行うために、引き続き各振興事務所長の裁量において地域振興推進事業を実施し、個性あふれる地域づくりを推進してまいります。

最後の七つ目、「行財政改革」についてであります。

普通交付税の合併算定替特例措置の段階的縮減により、今後、普通交付税額が漸減してまいります。合併算定替措置の終了に伴う普通交付税の減少問題については、全国の合併市町村から国に対してその改善・緩和策が強く要望されているところであり、国においては支所の設置運営経費等について一定の措置がとられることとなりました。このことにより、普通交付税額の減少は当初想定していた減少額約36億円よりは下回ることとなるものの、人口の減少に伴う影響も予想され、平成31年度には現在よりも大幅に減少することが見込まれます。

そのため、第二次行政改革大綱に基づく取り組みを着実に実施し、身の丈に合った行財政体制づくりを進めます。特に公の施設等の老朽化への対応が全国的に課題となっており、本市においても施設の長寿命化対策や将来の適正配置などについて検討を進めてまいります。

歳入面では、都市部において景気の回復が見られるというものの、地方においては依然厳しい状況が続く中、自主財源確保のため適正かつ公平な課税を心がけるとともに、滞納税額の削減に一層努力をしてまいります。

歳出面では、経常的経費の抑制など可能な限りの経費削減に取り組めます。

職員給与費については、定員適正化計画の着実な取り組みにより全会計で2億397万円、一般会計で1億7,314万円の削減となりました。人件費の抑制に影響を及ぼす定員適正化については、雇用と年金を接続するという課題に対応するため、定年退職を迎え再任用制度を利用する経験豊富な職員の能力を積極的に活用しつつ、適切な新規採用枠の設定による職員の年齢構成の計画的な平準化を目指してまいります。

一般会計における公債費では、公債費負担適正化計画に基づくこれまでの地方債の借入額抑制や繰り上げ償還により、通常の前利償還金は52億7,905万円で平成25年度からは2億2,700万円の減となっており、徐々にではありますが効果があらわれております。平成26年度には、将来の公債費負担の一層の軽減のため3億360万円の繰り上げ償還を予定しており、これにより平成26年度末の市

債残高は、391億3,423万円となり、平成25年度末に対して、21億4,866万円の減額となる見込みであります。なお、平成19年度末の市債残高と平成26年度末の市債残高見込みとを比較しますと、一般会計では7年間に約135億円、市の全体の会計では7年間に約219億円の残高減少となる見込みでございます。

以上、新年度の市政運営方針及び当初予算案の編成方針並びに諸施策の概要を述べさせていただきました。行財政改革による財政健全化に努めながら、市が直面する課題を克服するため、これらの施策を着実に実行していきたいと考えております。

それでは、最後に本議会において審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

今回提案しました議案等は、合計79件で、その内訳は、専決処分の承認が1件、人事案件が2件、条例の制定・一部改正・廃止に関するものが25件、平成25年度補正予算関係が13件、平成26年度当初予算関係が22件、指定管理者の指定が2件、その他13件、報告が1件であります。

初めに、議案第1号は、道路除雪経費等について専決処分した平成25年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号）の承認を求めるものであります。

次に、議案第2号は、郡上市公平委員会委員の選任同意を求めるものであります。

議案第3号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるものであります。

次に、議案第4号から第28号までは、条例の改正などで、その主なものについて御説明を申し上げます。

まず、議案第4号は、郡上市自主運行バス設置条例の一部改正についてであります。自主運行バス石徹白線が一般旅客自動車運送事業路線に変更することに伴い、条例の規定から石徹白線を削除するものであります。

次に、議案第5号は、郡上市住民自治基本条例の制定についてであります。まちづくりの基本となる住民自治や市政運営の原則を定めるとともに、市民、議会、市長等の役割と責務を明確にし、協働によるまちづくりを進めるため、新たに条例の制定を行おうとするものであります。

議案第6号は、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。地域協議会委員及び鳥獣被害対策実施隊員の報酬を定めるため、この条例を定めるものであります。

議案第7号は、郡上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてであります。岐阜県市町村職員退職手当組合で共同処理する退職手当制度について、勧奨退職制度が早期退職募集制度に移行することに伴い、定年前の早期退職を希望する職員の募集の手続を定めるため、新たに条例の制定を行うものであります。

議案第8号は、郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に

ついてであります。多チャンネル放送のサービスコース変更に伴い所要の規定を整備するとともに消費税の規定を改めるものであります。

議案第9号は、郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部改正についてであります。インターネットの最大受信速度の変更等に伴い所要の規定を改めるとともに消費税の規定を改めるものであります。

議案第10号、第16号及び第17号、第19号及び第20号、第25号及び第26号は、いずれも消費税率等の引き上げに伴い郡上市公の施設の使用料及び事務手数料等を改めるため、所要の規定を整備するものであります。

次に、議案第11号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。地区集会所7施設について、公の施設の位置づけを廃止するものであります。

議案第12号は、郡上市税条例の一部改正についてであります。個人市民税の普通徴収の納期及び固定資産税の納期を改めるものであります。

議案第13号は、郡上市火災予防条例の一部改正についてであります。消防法施行令の一部改正に伴い、液体燃料等を使用する火気器具の取り扱い基準を改める等所要の規定を整備するものであります。

議案第14号は、郡上市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてであります。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員の退職報償金を改めるものであります。

議案第15号は、郡上市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による消防組織法の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の資格に関する規定を整備するため、新たに条例の制定を行うものであります。

議案第18号は、郡上市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてであります。鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置するため、新たに条例の制定を行うものであります。

議案第21号は、郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。八幡南部簡易水道施設の認可変更申請に伴い、給水区域を改める等所要の規定を整備するものであります。

議案第22号は、郡上市水道事業料金等に関する条例の一部改正についてであります。督促手数料及び延滞金の規定を削除するものであります。

議案第23号は、郡上市資源ごみ回収施設「エコプラザ」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。八幡エコプラザの新築に伴い、施設の位置を改めるものであります。

議案第24号は、郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。障害福祉サービス事業所みずほ園について、公の施設の位置づけを廃止するとともに障害福祉サービス事業所ぼぶらの家の定員を改めるものであります。

議案第27号は、郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部改正についてであります。郡上市青少年育英奨学資金の貸し付け対象等の特例期間を延長するものであります。

議案第28号は、郡上市佐藤鐵太郎奨学基金条例の廃止についてであります。佐藤鐵太郎奨学金給付制度の終了に伴い、郡上市佐藤鐵太郎奨学基金条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第29号から第41号までは、平成25年度郡上市一般会計補正予算を初めとして、合計13会計における予算の補正をお願いするものであります。事業費の確定を受けての補正を含むものであります。その詳細な内容については、追って各部長等から説明をさせていただきます。

次に、議案第42号から第63号までは、平成26年度郡上市一般会計を初めとして、同病院事業等会計に至るまでの合計22会計における新年度予算であります。冒頭の予算編成方針等の説明で考え方を申しあげましたので、ここでは、それぞれの内容は省略させていただきますが、追って詳細に御説明を申しあげ、御審議をお願い申し上げます。

議案第64号から第65号は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、郡上市白鳥ふれあいの館を初め3施設の指定管理について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号は、過疎地域自立促進計画について、過疎地域、これは明宝及び和良地域でございますが、過疎地域における新規事業の追加及び事業費の変更であります。

議案第67号は、辺地総合整備計画について、市内の四つの辺地計画における新規事業の追加及び事業費の変更であります。

次に、議案第68号は、八幡中学校校舎棟耐震補強改修工事について141万5,400円を減額する工事請負変更契約の締結をしようとするものであります。

次に、議案第69号から第75号までの財産の無償譲渡については、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るため、議案第11号において公の施設としての位置づけを廃止する七つの建物を各地区会へ無償譲渡するものであります。

議案第76号は、財産の無償譲渡についてであります。民間事業所として施設の効率活用を図るため、議案第24号において公の施設としての位置づけを廃止する障害福祉サービス事業所みずほ園について社会福祉法人郡上市社会福祉協議会へ無償譲渡するものであります。

議案第77号は、財産の無償貸し付けについてであります。お城山にございます郡上八幡ホテル積翠園は、地元産業界の尽力により経営の存続が図られ、株主である市としても市有地である施設敷地の無償貸与を平成23年度から平成25年度の3年間行い経営を支援してきましたが、今後も引き続き厳しい経営状況が予想されることから、山林及び宅地約6,360平方メートルを奥濃飛白山観光株

式会社にさらに3年間、無償貸し付けをしようとするものであります。

議案第78号は、市道路線の認定についてであります。道路新設等に伴い、八万地域2路線、明宝地域1路線、和良地域2路線、計5路線を市道認定しようとするものであります。

以上が、本定例議会に提出いたしました議案の概要でございます。このほか、専決処分の報告が1件ございます。

議案の詳細につきましては、議事の進行に従いまして、それぞれ担当部長等から御説明をさせていただきますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上申し上げまして、私からの予算編成方針等並びに議案の提案説明とさせていただきます。平成26年2月27日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） 日置市長、ありがとうございます。長時間にわたり御苦勞さまでございました。

ここで暫時休憩をいたします。開会を11時10分といたしますので、お願いいたします。

(午前10時57分)

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時09分)

◎議案第1号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程4、議案第1号 専決処分した事件の承認について（平成25年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第1号 専決処分した事件の承認について（平成25年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））。

平成25年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号）を地方自治法第179条1項の規定により、平成26年1月31日に次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページ目をお願いします。平成25年度郡上市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ291億5,608万5,000円とする。

2以降は、省略させていただきます。

事業概要説明一覧表のほうをおめくりいただきたいと思います。

歳入でございます。普通交付税補正額が2億4,250万円で、確定によるものでございます。歳出におきましては、庁舎等整備事業、補正額250万円。これは県との連携協定締結に伴う建設部事務所、郡上市総合庁舎への移転の費用でございます。市のネットワークケーブルの移設と、また、電話設備移設、また、庁舎内の内線の電話設置工事でございます。

道路除雪経費2億4,000万円、これは12月上旬から1月にかけての降雪による除雪委託費及び消耗品、凍結防止剤でございますが、不足を生じたということでございます。除雪委託費については2億3,620万円の補正でございます。また、凍結防止剤においては380万円の補正でございますので、よろしく願いいたします。よろしく願います。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第1号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、議案第2号について、氏名入りの議案を配付いたします。

◎議案第2号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） それでは、日程5、議案第2号 郡上市公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第2号 郡上市公平委員会委員の選任同意について。

郡上市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

ただいまお配りをいたしました方でございますが、郡上市八幡町有穂1575番地1の高瀬令昌さんでございます。

公平委員会につきましては、地方自治法及び地方公務員法によりまして、自治体職員の勤務条件に関する措置の要求あるいは職員に対する不利益処分等を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずるということを職務とする行政委員会であります。15万人未満の市町村につきましては公平委員会が置かれるということで、これ以上になりますと人事委員会ということですが、郡上市におきましてもこのことをもちまして公平委員会が設置をされておるところでございます。

委員は3名でございますので、これまで慣例によりまして任期を経まして、旧町村の地域の順によりまして委員の選任を行ってきております。そういうことの中で今般、和良の御出身の委員が任期満了、4年過ぎたということで、今般は八幡地域から選出をしたいということで、なおかつ現在の現任の委員の方がそれぞれお2人が男性ですので、1名につきましては女性にしたいということでもちまして、八幡振興統括にも人選を内々協議しておったところでございます。

高瀬さんにつきましては、小学校のPTAの役員あるいは中学校のPTAの役員、社会教育委員あるいは連合女性の会の役員と、こうしたことを経験もつてみえるということ、あるいは会社の経営者、役員であるということをもちまして、こうした人事行政についての見識があるということで、今般この方に選任をさせていただきたいということでございます。同意をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第2号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第3号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程6、議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

郡上市八幡町有坂228番地、森彌太郎、昭和17年7月14日。郡上市大和町島5932番地1、木島清、昭和26年9月7日。森さんにおいては再任の再任でございます。また、木島さんにおいては新任ということでございます。平成26年6月30日をもって2人が任期満了となりますので、今回この2人を推薦したいということでございます。新しい任期においては、3年、平成26年7月1日から平成29年6月30日までということでございます。

それで、森彌太郎さんにおきましては、長年にわたり人権活動に熱意を持って非常に取り組まれておると。また、木島清さんにおいては、教員として勤められた経験から、児童の人権問題に携わっておられたと。また、地域住民からの信頼も非常に得ているということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第3号について、原案に同意するこ

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第4号から議案第28号までについて(提案説明)

○議長(清水敏夫君) 日程7、議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程31、議案第28号 郡上市佐藤鐵太郎奨学基金条例を廃止する条例についてまでの25議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) それでは、議案第4号でございます。郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、自主運行バス石徹白線が一般旅客自動車運送事業路線に変更することに伴い、条例の規定から石徹白線を削除するため、この条例を定めようとするというものでございます。

今般の改正条例の中身は、1枚おめくりをいただきましたところでございますが、条例第2条の石徹白線の項を削ると――表です。

それから、第3条中、バスの台数を改めるということでございますし、料金表を削るということ

で。

もう1枚おめくりいただきますと新旧対照表がございます。

ただいま申し上げましたとおりですが、第2条に定めがあります、自主運行バスの一覧の中から石徹白線、白鳥町白鳥38番地の1を起点とし、白鳥町石徹白第3号を32番地の2、運行距離23.9キロ、この路線につきまして削除をするということでございます。

第3条につきましては、この自主運行バスにつきましては現在12台でございますが、石徹白線を削除することによりまして11台とするということでございます。

また、もう1枚めくっていただいたところに、第4条関係、いわゆる別表におきまして料金表がありますが、石徹白線の料金表を削除するというふうな条例改正でございます。こちらにつきましては、株式会社白鳥交通から乗合バス事業につきましての御提案が平成25年度中にございました。市の中で審査をし、運行をしていたことの可否につきましての審査をした結果、これまでは自治体

がバスを用いて自主運行バスを直接運用しておりましたが、この事業者におきまして運行していただく、いわゆる4条バスと申しますか、そちらのほうに変更させていただくということのほうが一歩の全体の運行経営上よいと、こういうふうな判断をする中で、路線を一般旅客自動車運送事業、この路線に変更しようとするものでございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第5号でございます。郡上市住民自治基本条例の制定について。

郡上市住民自治基本条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。まちづくりの基本となる住民自治や市政運営の原則を定めるとともに、市民・議会・市長等それぞれの役割と責務を明確にし、協働によるまちづくりを進めるため、この条例を定めようとするものでございます。

既に十分、市議会の議員の皆様には御承知のことでございますが、これまでの経緯ということで申し上げますと、既にいわゆる郡上市の市民協働指針あるいは郡上市の総合計画におきまして、こうした条例制定に向けての市としての取り組みが既に規定をされておりまして、実際のこうした取り組みとしては、平成23年の夏から住民自治推進に関する懇話会を設置して、さまざまな角度から検討していただき、また、条例の制定が実際の住民の皆様との運動となるよう取り組みをいろいろと模索してきたところでございます。

これにつきましては、市長に平成25年2月27日、昨年ですが、この住民自治推進に関する提言書を御提出いただいて条例を制定していくというふうな方向につきまして一定の住民の皆様のご意見をいただいたということでございます。

これに対しまして、昨年の1年かけまして、住民自治基本条例制定に向けての策定委員会の取り組みの中で、どういうふうな条項としての構成がよいかということで検討していただいて、そしてまた議会に対しましても中間報告あるいは学習会等をもちましていろいろと御意見をいただいてきたものでございます。

今般の条例の構成につきまして若干の御説明をさせていただきたいと思っております。

この条例につきましては、全体で27条までとなりましたので、25条を超える条例の場合には章を立てて、そして、その頭に各章の構成につきまして表記をするという形になってございます。他の条例ではほぼないわけでございますが、高らかに前文をここに置いております。これは非常に皆様のお気持ちが入った前文ということで、この自治基本条例につきましてはこういうものを置いております。

それから、構成の第1条（目的）でございますが、まちづくりの基本となる住民自治や市政運営の原則を定めるとともに、市民・議会・市長それぞれの役割と責務を明確にし、協働によるまちづくりを進めるということで、先ほど来、市長も施政方針演説の中でもありましたが、そうした取り

組みに資することとしたいということでございます。

それから、3条には（条例の位置付け等）とありまして、他の条例、規則その他の規程またはさまざまな行政に関するまちづくりに関する計画の策定、施策あるいは事業等を実施する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ると。こういうことでまちづくり全般にわたりますので基本となる条例であるということをここで位置づけております。

それから、（基本理念）としましては、まちづくりの主人公である市民は、議会及び市長とともに協働によるまちづくりを進め、いつまでも住み続けられる郡上市を目指すということでございまして、第5条の（基本原則）、ここではそれぞれ、市民・議会・市長等が市政参画、情報の共有、協働によるまちづくり、それから多様な地域資源を活用したまちづくりを進めていこうということを基本原則としてうたっております。

第6条には（市民の権利）、それから7条（市民の役割と責務）、それから第8条には（議会の役割と責務）、第9条（市長等の責務）ということと、それから第10条におきましては、市長が、特にこの自治力を向上をさせる、あるいはこの基本原則に基づいた市政運営に努める。それから、そうした期待に応えられる職員を養成するというふうなことも定められております。

（市職員の責務）が11条でございます。

また、第14条には（住民自治の推進組織）ということで、これは追ってまたそうした規則をもって、先ほど市長も触れられましたが、いわゆる地域協議会という形で地域の統合的なまちづくりに関する拠点づくりをするというふうなことも第14条の中でそうした規定がございまして。

また、第15条には（市民協働）ということで、現在設置してありますが、市民協働センターのような拠点組織を設置するという市の責務につきましてもここに定めがあるわけでございます。

また、第16条におきましては（住民投票）ということで、こちらにつきましてはいわゆる法律等に基づくものではなくて、市政に関する重要事項について必要に応じて住民投票を実施することができるという場合、しかし、その場合は第2項にありますように、それぞれの事案に応じて別に条例で定めて、どのような対象、どのような方法で住民投票をするかということについては別途議会で制定をされる条例においてその枠組みを定めて行うということとしております。

このほか（情報公開）、（個人情報保護）、（会議等の公開）等も定めております。

また、（行政評価）につきましては、市民の参画ということで、第2条にありますように、審議会等による市民参画、そうした形をここで定めております。

また、第21条（総合計画）につきましては、これはいわゆる地方自治法の改正で、いわゆる議会の議決要件というものが現在は外れておりますので、この郡上市の自治基本条例におきまして、総合計画については議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画を策定するということが定めております。

そのほか苦情とか要望への対応、（行政手続）、（危機管理）というふうなこと、さらには、この（条例の検証）につきましても定めておるものでございます。

逐条解説につきまして資料を添付しておりますが、以上、自治基本条例の制定につきまして、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第6号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

次のとおり定めるものとするということで、平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

これは、地域協議会の委員及び鳥獣被害対策実施隊員の報酬を定めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1条、1枚めくっていただきますと、この改正条例がございますが、ただいま申し上げたように地域審議会を今般10年をもちましてこれが廃止になりますので、新たにまちづくりの地域における拠点的な組織としての地域協議会を設立すると、このことにつきましての費用、報酬を定めるものでございます。

また、二つ目は、学校結核対策委員会委員までは現在定めがこの条例においてありますが、その次に鳥獣被害対策実施隊員を加えるものでございまして、これは議案第18号の条例制定に伴うものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第7号でございます。郡上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について。

郡上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。岐阜県市町村職員退職手当組合で共同処理する退職手当制度について、勸奨退職制度が早期退職募集制度に移行することに伴い、定年前の早期退職を希望する職員の募集の手続を定めるため、この条例を定めようとするものでございます。

条例の制定する本文とともに本日資料として添付をさせていただいております。そちらからまず御説明を申し上げたいと思います。資料1のほうをごらんをいただきたいと思います。

これまではいわゆる勸奨退職ということで、特に法的な規定に基づくものではなくて、敢行におきまして、いわゆるインセンティブ優遇措置をもって、いわゆる職員の勸奨退職というものを行ってまいりましたが、ここの資料の上にありますように、今般、岐阜県市町村職員退職手当組合で共同処理する退職手当制度について、既に今年度から先行実施されております国家公務員の制度改正を踏まえ、平成26年4月1日施行をめどに以下の制度に移行する予定というものでございますが、これは実は昨日の退職手当組合のその議会におきまして議決がされたということでございます。国の法律改正に準拠をしまして、岐阜県の市町村職員退職手当組合においても条例をもって、これま

での勸奨退職という制度ではなくて、応募認定退職制度ということで、いわゆる法律に準拠をした制度として、県の全体の組合が条例を制定をされたということでございます。

その中で、この条例の中でその手続についてはそれぞれの市町村が条例で定めると、こういうふうな条項がございまして、その条項に基づいて今般、郡上市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例、この手続についての条例を制定するものでございます。

今回の特に今までと違ったという点、変わっていく点につきましては、2のところにありますように、定年前、早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例の拡大ということで、一つ目は適用対象勤続年数の下限ということで、現在25年以上ですが、これを20年以上に引き下げるということが一つ。それから、適用対象年齢の下限ということで、これまでは定年前10年ということで、60歳定年の場合は50歳でしたが、これまで。これから改正をする中身は定年前15年ということで、60歳定年の場合には45歳に引き下げるということが二つ目の内容でございます。

また、割増内容につきましては、現在、定年と退職日における年齢との差1年につきまして2%の割り増しということでおります。これが最大先ほどの10年でしたので、20%というのが最大値になるわけですが、今般の改正は3%割増というふうな規定となります。したがって、15年ですので最大45%というふうなこととなります。ただし、経過措置としましては、この3%割増とあるのを2%割増とすることができるということで、これはそれぞれの市町村の運用におきまして2%割増というふうな従来の方法がとられるというところがあるというふう聞いております。

裏面につきましては、この条例の手続を定めた条例の流れでございますが、いわゆる組織活力の維持等を目的として、45歳以上の職員を対象に透明性の確保された早期退職募集制度を今般制度化していきたいというものでございます。

条例の本文にかかわってくることでありますけれども、第1条、第2条の構成であります。2条が全て手続となっております。対象とする職員につきましては1号募集、職員の年齢別構成の適正を図るとというのが一つでございます。それから、もう一つは、第2号では職制の改廃を円滑に実施するというので、一つは職員の年齢構成の是正を直していこうというものもありますし、職制を例えば参事とかあるいは主任・主査とかさまざまな職制をそれを改めていこうとするときにもこうした適用ができるというふうなことでございます。

以下、条例本文を見ていただきますと、第2条にそれぞれその手続につきまして定めを記載をしております。

ほぼこの資料2に当たりましての応募のあり方、認定のあり方、そして通知のあり方、そして退職ということにつきましての手続が、第2条に全体で17項まで規定をしておるというものでございます。少しはしよりましたが、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第8号をよろしくお願いをいたします。郡上ケーブルテレビネットワーク施設の

設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、多チャンネル放送のサービスコースの変更に伴い所要の規定を整備するため及び消費税の規定を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

これは、第1条と第2条の構成となっておりますが、附則をごらんいただきたいと思いますが、第1条につきましては平成26年4月1日から施行するものでございます。また、第2条につきましては平成26年7月1日から施行するというので、施行日が違うものを1条、2条で2段階で今回一部改正する条例として提案させていただくものでございます。

第1条につきましては、今般の消費税率の改正に伴いまして、これは郡上市全体でございますが、消費税法でこれまで表記をしてきております「消費税額」という表現を「消費税等相当額」というふうな表現に改めるというものが一つでございます。

それから、別表第2の中では、実は第2条の上から二つ目のデジタルライトコースというのが、ことしの7月1日までに、これが制度がなくなりますので、いわゆるBSコース等をごらんをいただくコースとして前もって御提供するコースを新たにつくるというのが、第1条の別表第2の多チャンネルの一番上に記載をしておりますデジタルミニコースでございます。デジタルミニコースを新たに今般用意をいたしまして、そして7月1日に第2条におきますデジタルライトコースというものが終了しますので、これで乗りかえていただいて、基本的にはBSチャンネルをごらんいただけるコースを用意するものでございます。

ただいま申し上げた点につきましては、後ろのページの新旧対照表にそれぞれ載せさせていただいておりますので、消費税法第16条第3項のところでの下線部の改正、それから第5項のところの下線部の消費税等相当額、この改正、それからただいま申し上げましたコースにつきましては新旧対照表の2ページ、3ページのところで、これがいわゆる第1条関係のこの4月に追加をするもので、4ページのところの第2条関係、これが7月1日をもって廃止をしていくデジタルライトコース、これを削除するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第9号でございます。郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

この条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

この提案理由でございますが、インターネットの最大受信速度の変更等に伴い所要の規定を改めるため、また、ただいまこの前の第8号と同じ消費税の規定を改めるため等の利用によりまして、この条例を定めようとするものでございます。

改正条例の本文を見ていただきますと、まず消費税のところの改正につきましては消費税相当額に改めていくということが一つでございます。

それから、第26条のところでございますが、済みません、新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、現在の条例の第26条におきまして、過料に処するという規定がございます。この第26条における過料に処する場合の第2号というところに、この第9条第2項、第1項から第3号と。それから第17条第4号、第5号、第7号及び第8号の規定に該当すると認められた場合とありますが、条例の本文はちょっと今添付しておりませんので申しわけありませんが、

第9条におきましては、やってはならないことをこの中で規定をしております。それは、貸与された端末接続装置を質に入れあるいは譲渡し、あるいは転貸しないこと。これから第2号では、接続装置を分解または故意に破棄、破損する行為を行わないこと。第3号におきましては接続装置の設定情報を消失し、または変更する行為を行わないこと。要するにこういうことはしてはいけないというふうな規定を定めております。

それから、一方で第17条におきましては、これは違反をした事例を挙げておりまして、この条例に基づくあるいは規則に違反をしたとき、または加入者・使用者でなくなったとき、あるいは事実上反する記載を行ったことが判明したとき、情報通信を故意に妨害したとき、通信施設を故意に破損したとき、あるいは利用料を納期から1カ月以上に納付をしないときと。こういうふうにしていわゆる違反の事例を挙げておるものでございますので、これまでの第26条の表現が、一方はしてはいけない、一方は違反の事例ということでありましたので、ここの部分がいわゆる読みようによりましては反対に理解できるという、いわゆる懸念がありましたので、今般適切な表現に変えるということで、26条の第1項第2号のところ、第9条の第2項、第1号から第3号までの規定につきましては、これに違反したと認められたものというふうに表示をし、第3号におきましては先ほどの第17条の悪い事例のほうにつきましては規定に該当すると認められたものというふうにして、明確に間違いのない適切な表現に今般改めようとするというものでございます。

また、1枚おめくりをいただきますと、別表の第13条関係で、インターネットの通信速度について記載がございますが、いわゆる一般加入者、事業所加入者双方それぞれライトコースにつきましては、これまで最大受信速度が1メガというものを2メガということにする。それから、スタンダードコースにつきましては5メガを8メガ、それから、スーパーコースは15メガを20メガにする。これは事業所加入につきましても同じような、いわゆる進展でございます。このいわゆる通信速度の変更というものもここに盛り込んでいるものでございます。

以上が議案第9号の改正条例でございます。

自分からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 御苦勞さまでした。

続いて、議案第10号から12号までについてをお願いします。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第10号 郡上市公の施設使用料徴収条例及び郡上市役所庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設使用料徴収条例及び郡上市役所庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。消費税率等の引き上げに伴い、郡上市公の施設使用料徴収条例及び郡上市役所庁舎使用料徴収条例について、施設の使用料を改める等所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

おめくりいただきまして、新旧対照表の1ページ目をお願いいたします。

今回の改正においては、主に消費税の改正によるものでございます。

まず、1ページ目のところで数字的に事例を挙げますと、まずコミュニティ施設の八幡第2コミュニティ消防センターがございます。ここの大会議室というところの旧のところでございますが、1,050円となっております。今現状が5%の消費税ということで原価が1,000円ということがございます。それで今回4月1日より8%ということで新のほうで1,080円という形での改正でございます。

また、その下の小会議室とございますが、ここにおいては原価が500円で、現在5%ということで525円ですが、10円単位ということで520円に設定してあるということがございます。そこで原価500円ということで、新のほうにいきますと8%になって540円という形での改正でございます。

あと、数字的には同じような計算がしてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、3ページ目に、お願ひします。ここで斜線部分の旧の部分でございます。石徹白農村センター、また、前谷の集会所、白鳥の白鳥地区コミュニティ消防センター、それと次のページの4ページでございます、二日町地区第1コミュニティ消防センターでございます。これにおいては議案第71号から74号までの中で財産の無償譲渡を行いたいということがございます。そこで今回この徴収条例の中から削除するというので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、議案第11号でございます。郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。地区集会所7施設について、公の施設としての位置づけを廃止するため、この条例を定めようとする。

ここにおいては、議案第69号から75号、財産の無償譲渡についてにより位置づけの廃止をしてい

きたいということでございます。

新旧対照表の1ページをおめくりいただきたいと思います。廃止ということで、現在、旧のところですが、郡上八幡吉田農林集会所、また、下の小間見集会所、2ページ目で長滝コミュニティセンター、前谷集会所、石徹白農村センター、白鳥コミュニティ消防センター、二日町地区第1コミュニティセンター、3ページ目が高鷲大洞集会所でございます。ここを無償譲渡を行っていききたいということで、今回位置づけの廃止を行うということで、新のほうで削除をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、議案第12号でございます。郡上市税条例の一部を改正する条例について。

郡上市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。個人市民税の普通徴収の納期及び固定資産税の納期を改めるため、この条例を定めようとする。

別紙に1枚の資料がついてございます。郡上市税条例の一部を改正する条例として、右に資料としてございますが、改正の趣旨においては、合併前においては4期、9期、10期という状況でございました。合併時において5期というふうに調整をして、現在5期というふうになってございます。地方税法に定める納期は、個人住民税、固定資産税とも4期で、県内でも4期としている市町村がほとんどでございます。郡上市においても合併後10年を経過したということもあって、今回、総合行政情報システムを機に当市も標準納期の4期としていききたいということでございます。

改正の概要においては、まず1番目においては、個人の市民税の徴収の納期の改正でございます。ここにおいては、現在5期の納期でなっておりますが、1期から3期は現状のままとして、4期を変更して5期を削除して、全4期制としての改正を行っていききたいということでございます。下に表がございしますが、今現行が左側にございます。この5期を削除して4期を改正するという形でお願ひしたいと。

また、2の固定資産税の納期の改正でございます。ここにおいても現在5期制という中で、1期から3期を現状のままということで、4期を変更して5期を削除する改正でございます。同じようなことでございます。

その裏面の3のところでございます。固定資産税の税額により、1期に全額徴収する金額の改正でございます。これは第1項により納期を5期制から4期制に改正するに当たって、固定資産税の全額を1期に全額徴収する場合の金額が5,000円未満というふうになってございます。それを3,900円以下に改正をするということでございます。

これは、地方税法第20条の4の2第6項により、納期限ごとの金額が1,000円未満であるときには、その金額を最初の納期に係る金額に合算すると定められていることからの金額訂正でございます。

す。今までは5期制でしたので5,000円未満ということですが、4期になった場合3,900円以下に改正をしていきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

昼食の時間となりますので、ここで会議を暫時休憩といたします。なお、開会は午後1時ちょうどを予定いたしております。よろしく願いいたします。

（午後 0時01分）

○議長（清水敏夫君） 会議を開会いたします。

（午後 1時00分）

○議長（清水敏夫君） 引き続き、条例関係の説明を求めます。

議案第13号から16号までを、消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 最初に、議案第13号から説明をさせていただきます。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、消防法施行令の一部改正に伴い、液体燃料等を使用する火気器具の取り扱いの基準を改める等所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものです。

今回、この施行令の一部改正がされた経緯ですけれども、昨年8月なんですけど、京都市福知山で起きました花火大会の露店商爆発事故がありました。死者が3名、負傷者が59人という被害があったわけですけれども、これを受けて施行令の一部改正、それから火災予防条例の準則、これも改正をされました。それに伴って、この郡上市火災予防条例を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、催し物の会場、それから露店商とか出店されるお店です、こういった所に消火器の準備をしていただくということ。それから、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るために防火担当者等の選任をすること。それから、火災予防上必要な業務計画を作成してもらおうということ。それから、催しで露店等を開設する場合の消防署への届出、こういったことを義務づける内容となっております。

この条例は、26年4月1日から施行ということにしております。

次ですが、議案第14号 郡上市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員の退職報償金を改めるため、この条例を定めようとするものです。

この共済の法律施行令の改正をされた経緯ですけれども、昨年12月ですが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というものができました。この法律の内容ですけれども、消防団員の確保とか消防団員の処遇の改善、それから装備や教育訓練の充実等を、国とか地方公共団体が必要な措置を講ずることが義務づけられたということで、これを受けてこの法律施行令が改正をされました。

新旧対照表のほうをごらんください。新のほうで、別表ですけれども、表の一番左、5年以上10年未満、要はこれは退職報償金ですので、それぞれの階級、それから勤務年数によって報償金が違うわけですけれども、一番左の5年以上10年未満の一番下、団員のところですが、20万となっております。14万4,000円が20万円に上がったということで、この団員については5年以上10年未満のところ5万6,000円上がっているということになります。あとそのほかについては全て5万円の引き上げということになっております。ということですので、お願いします。

次の議案第15号ですが、郡上市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。

郡上市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による消防組織法の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の資格を整備するため、この条例を定めようとする。ということであります。

これは、新たに条例を設けるものでありまして、この消防組織法の第15条が改正をされました。この第15条というのは、消防長、署長の資格等です、消防職員の任命について規定をされている部分でありますけれども、この15条が改正をされまして、その中で政令で定める基準を参酌して市町村条例で定めなさいということになっております。参酌というのは簡単に言えば参考にしてというようになります。

次に、条例本文をごらんください。消防長の資格として第1条に、消防署長の職等に1年以上あった者、それから2号として市長の直近下位の内部組織の長、これは各部長に当たりますが、その職にあった者です。職に2年以上あった者ということで、この2項目が消防長の資格ということになります。

それから、消防署長の資格第2条ですけれども、消防司令以上の階級に1年以上あった者、それから消防司令補以上の階級に3年以上あった者ということにしております。

附則として、この条例は26年4月1日から施行ということにしております。

次の議案ですが、議案第16号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正及び消費税率等の引き上げに伴い、消防関係及び畜産関係の手数料を改めるため、この条例を定めようとするものです。

ここの手数料の標準に関する政令なんですけれども、これはどういうものかといいますと、全国的に統一をして定めることが特に必要なものをこの政令で定めております。この政令が標準となりまして、条例を定めるということになっております。

まず、消防関係、それから畜産関係、2項目ありますけれども、いずれも主に消費税の増税相当額を手数料に転嫁するために行う改正であります。26年4月1日から施行ということにしております。

新旧対照表をごらんください。最初に消防関係の手数料の改正でありますけれども、これは危険物製造所、それから屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請手数料などですけれども、全部で25項目ありますけれども、この手数料の改正であります。

ここにあります製造所等ですけれども、郡上市にはこういった施設は該当ありません。

それから、畜産関係の一番最後のページになりますけれども、新旧対照表の最後になりますが、畜産関係のほうは人工授精等の手数料の改正になります。あとはそのほか文書表現の適正化のための改正等が一部あります。

以上です。よろしくお願いいいたします。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

では、次に議案第17号、第18号の説明を、農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 議案第17号でございます。郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。

郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、消費税率等の引き上げに伴い、郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例ほか13条例について、施設の使用料を改める等所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

めくっていただきまして、本文がございますが、ずっとおめくりをいただきまして、6ページのところでございます。条例の本文の一番最後ですが、附則といたしましては、この条例は平成26年4月1日から施行するというものでございます。

内容につきましては、新旧対照表のほうで御説明をさせていただきますが、まず新旧対照表の1ページ、これは郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の関係でございますが、第1条の関係でございます。これは八幡町市島にございます自然体験キャンプ場の施設でございます。個々

の使用料につきまして右の旧の使用料、例えば多目的研修施設につきましては、午前1,050円となつてございますので、左のほうの新で1,080円といったように、消費税の増税に伴う改正ということでございます。

次のページ、2ページでございますが、郡上市白鳥ふれあいの館の関係でございます。第2条の関係でございます。これにつきましては、施設は白鳥町向小駄良の特産物振興センターと木遊館の間にございます農産物加工販売の施設でございますが、これにつきましても消費税に関する使用料の改定ということでございます。

それから、その下、郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設でございます。これにつきましては第3条の関係でございますが、これは白鳥町の石徹白にございます農産物加工所の関係でございます。これにつきましても使用料の改正ということでございます。

3ページでございますが、郡上市白鳥農畜産物処理加工施設でございます。これは第4条の関係でございますが、これは白鳥町向小駄良の、これも特産物振興センターと木遊館の間にございます、そばの加工販売をしております源助さんの施設でございますが、この施設の使用料の改定でございます。

それから次、4ページでございますが、郡上市白鳥ふれあい農園でございます。これは白鳥町の為真にございます市民農園でございます。これにつきましても消費税に係る改定ということでございます。

それから、その下でございますが、郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館でございます。これにつきましては高鷲町のひるがのにございます湿原に入っていく所の左側にございます地域特産物を販売しておる施設でございますが、ここにつきましても使用料の改定、これも消費税の絡みでございます。

それから次のページ、5ページでございますが、郡上市牧歌の里施設の設置及び管理に関する条例の関係でございます。

これは高鷲町の鷲見にございます農業公園であります牧歌の里でございますが、ここにつきましても入園料、シーズン券等につきまして消費税の増税に伴う改定ということでございます。

それから、6ページ目でございますが、郡上市高鷲ふれあい農園の関係でございます。これは高鷲町の鷲見にございます牧歌の里の入り口にございます農園でございますが、これの貸農園の使用料につきまして消費税の関係で改定をさせていただくというものでございます。

それから、その下、郡上市高鷲三白の里のふれあい市場の関係でございます。これは高鷲町鮎立にございます農産物特産品販売所でございます。ここの販売コーナーにつきまして消費税の増税に伴います使用料の改定でございます。

それから、次の7ページでございますが、郡上市明宝農産物加工所でございます。明宝の寒水に

ございますトマト等の加工所でございますが、これにつきましても消費税の増税に伴う改定ということでございます。

それから、その下でございますが、郡上市和良農産物加工施設でございます。これにつきましては、和良町の野尻にございます特産物の加工所でございますが、これにつきましても消費税の増税に伴います改定ということでございます。

次に、8ページでございますが、郡上市白鳥地域資源活用交流施設の油坂さくらパークでございます。これは白鳥町の向小駄良にございます宿泊体験施設でございますが、ここのコテージについて、これも消費税の関係で使用料を改定させていただくというものでございます。

それから、その下、郡上旬菜館やまとの朝市でございます。これは大和町剣にございます朝市の農産物直売所でございますが、これにつきましても消費税の増税に伴います使用料の改定でございます。

それから、9ページでございますが、郡上市白鳥木遊館の関係でございます。これにつきましては白鳥町の向小駄良にございます林産物の展示販売をしております施設でございます。

これにつきましては、改正点が2点ほどございまして、まず1点目は、第1条の関係でございます。これにつきましては設置の目的がありますが、右の旧のところを見てくださいとアンダーラインが引いてあるところでございますけれども、林産物の展示販売等々というふうになってございます。これを左の新しいほうにいきますと、それに加えて地域特産物及びということで、またアンダーラインの最後のところには地域振興を推進するためといったことを追加をさせていただくというものでございます。

これにつきましては、今まで白鳥の木遊館につきましては林産物だけを販売・展示をしておりましたけれども、あそこ一带を白鳥特産物振興センターも含めまして一体的に進めていきたいといったことから、これまでの林産物ばかりでなくて特産品等についてもここで販売ができるようにしていきたいといったことでの改正でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、別表の関係でございますが、これにつきましては消費税の増税に係る使用料の改定ということでございます。

一番最後、10ページのほうにも続いておりますけれども、この10ページの中で一番下の枠のところ自動販売機の設置等がございます。この中でアンダーラインが引いてございますパーセントの提示がございますが、これにつきましては旧のほうでは売上金額の10.5%が使用料として入るということになっておりますけれども、この売り上げの中に消費税が含まれておれば、あえてこれを10.5%にする必要はないといったことから、今回10%に戻させていただくということも含まれておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

議案第17号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第18でございます。郡上市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてでございます。

郡上市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定に基づき、鳥獣被害対策実施隊を設置するため、この条例を定めようとするものでございます。

めくっていただきますと、条例の本文が載っております。第1条は設置ということでございまして、内容的には鳥獣による農林水産業等への被害を防止するために、郡上市鳥獣被害対策実施隊を設置するというものでございます。

第2条につきましては任務でございますが、内容的には、この実施隊員は鳥獣被害防止柵とかあるいは有害鳥獣の捕獲に従事するものだというものでございます。

それから、第3条は任命に関するものでございますけれども、この隊員につきましては猟友会員の中から市長が任命するというものでございまして、また、第2項につきましては、この隊員は非常勤の公務員とするということで、常勤ではなくて非常勤の公務員とするというものでございます。

それから、第4条は報酬ということでございまして、これにつきましては議案第6号のほうで出てまいりましたが、この隊員には報酬を支払うというものでございます。報酬額といたしましては、第6号のほうでございましたけれども、具体的には年額7,000円の報酬を支給するというものでございます。

第5条は、奨励金のことが書いてございます。隊員には有害鳥獣を捕獲した場合に奨励金を支払うことができるというものでございまして、具体的には鹿、イノシシにつきましては1万4,000円、猿につきましては2万8,000円、カラス、カワウにつきましては1,700円といったことで、この26年度の予算に上げさせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、第6条は補償の関係でございます。隊員の職務上の災害は公務災害扱いとなるというものでございます。

それから、第7条はその他のことで、この条例に定めるもののほかは市長が別に定めるといったことでございまして、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するというものでございます。

本条例につきましては、これまで有害鳥獣駆除というのは猟友会のほうへ委託をしておりましたけれども、委託をして委託料を猟友会のほうにお支払いをしておったというのが今年度まででございました。これを新年度からは、猟友会のほうの御理解もいただきまして、猟友会の会員の中から市長が任命した者により編成をいたしました、この鳥獣被害対策実施隊によりまして有害鳥獣対策を

実施していきたいというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 御苦勞さまでした。

では、続いて議案第19号を、商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 議案第19号 郡上市郡上八幡博覧館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

郡上市郡上八幡博覧館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、消費税率等の引き上げに伴い、郡上市郡上八幡博覧館の設置及び管理に関する条例ほか23条例について施設の使用料を改める等所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

たくさん条例がございますもんですから、申しわけございませんが、16ページめくっていただきまして、新旧対照表のほうで御説明を申し上げたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

初めに、観光施設につきまして、使用料等に内税として適正な消費税率を転嫁する改正でございます。この額の算出につきましては、本体価格に消費税分、税率分8%を転嫁し、その際10円未満の端数は四捨五入することを原則としておるところでございます。

なお、指定管理施設でございます、指定管理施設は利用料金制度としておりまして、指定管理者が利用料を収受することとしておるところでございます。この利用料の決定及び改定については、条例で定める範囲において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めると規定をしております。したがって、この条例の金額については範囲の上限というふうにして御理解をいただきたいと思っております。

まず、1ページでございます。これにつきましては郡上八幡博覧館の入場料等の使用料でございます。これに消費税を内税として転嫁する新料金を定めるものでございます。

加えまして、第6条第1項第1号後段に団体割引について規定しておりますが、表記の見直しとともに、端数処理を明確にするために現行2割を減額するとの表記がございますが、これを大人1人420円、子ども1人250円という表記に改めるものでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思ひます。

3ページにつきましては、郡上八幡サイクリングターミナルの宿泊使用料等の各種料金の使用料の改定でございます。加えまして表記の見直しを行いますとともに、4ページをごらんいただきますと、4ページの4の自転車使用料という表がございます。この備考欄中に経過1時間増すごとに20%を加算するの後に端数処理方法としまして、ただし、10円未満の端数は切り捨てるものとするという表記を加えたいというものでございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。郡上八幡城の入場料金を改めるものでございます。

続きまして、6ページでございます。これは郡上八幡旧庁舎記念館の会議室等の使用料を改めるものでございます。さらに、加えまして備考欄中の表記を見直すものでございます。

7ページ上段でございますが、郡上八幡城下町プラザのバス停留所の年額の定期使用料を改めるものでございます。

同じく7ページの下段でございます。道の駅古今伝授の里やまとのテナント等の店舗使用料を改めますとともに表記の見直しを行うものでございます。

8ページをごらんいただきます。8ページは白鳥にございますハートピア四季の宿泊料、食材提供施設室、これは別途にございますウッディハウス、焼肉等を提供する施設でございます。さらに研修室、これは大広場の使用料を改めますとともに、表記の見直しを行いたいというものでございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。これは石徹白にございますカルピラ石徹白の宿泊料、交流広場の使用料を改めますとともに、表記を見直したいというものでございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。これは、まず12ページにつきましては、位置といたしまして白山長滝公園でございます。これの和室あるいはレジャー施設設備あるいは食道、テナント、売店、青空市場等の使用料を改めるものでございます。

なお、ここでも先ほど農林部長のほうからもお話をいたしました、食堂・テナントというところをごらんいただきますと、食堂・テナントの使用料につきまして現行月額使用料が1月売上金額が30万円以下のときは売上金額の5.25%、その下段に1月売上金額が30万円を超えるときは売上金額の10.5%として表記しておりましたが、今回、内税の売上金額という原則から、それぞれ5.0%、10.0%の額とするよう表記を見直したいというものでございます。

続きまして、13ページでございます。これは白鳥地域特産物振興センターの各部屋の使用料、多目的広場公園、それから試食コーナー、さらに自販機の設置料、売店の使用料を改めるものでございます。これも先ほどと同様に試食コーナーの月額使用料が現行1月それぞれ5.25%、10.50%という表記をしておりましたが、今回の内税の売上金額に改めるということで、それぞれ5.0%、10.0%の額とするよう表記を見直したいというものでございます。

次に、14ページをごらんください。これも引き続き白鳥地域特産物振興センターの条文でございますが、備考欄の第3号、4号の2号を追加しております。

第3号では、多目的ホールをテナントとして占用使用する場合は1月当たり8万2,130円とし、別途施設使用に伴う経費、光熱水費は実費負担とする。また次の号で、第4号では高齢者活動室及び実習室を一体的にテナントとして占用使用する場合は1月当たり13万1,400円とし、別途施設使

用に伴う経費は実費負担とするという2号を加えたいというものでございます。

次に、15ページでございます。これは白尾ふれあいパークでございます。試食コーナーの使用料、売店・青空市場の使用料、自販機の設置料を改めるものでございます。これも先ほどと同様でございます。現行試食コーナーの月額使用料がそれぞれ5.25%、10.5%と表記してございますものを、内税の売上金額のそれぞれ5.0%、10.0%の額とするというように表記を見直したいというものでございます。

めくっていただきまして、16ページでございます。これは、ひるがの高原多目的広場及び附属施設の使用料を改めますとともに表記を見直すというものでございます。

同じく16ページの下段の表でございます。道の駅大日岳地域食材供給施設、いわゆる店舗の使用料を改めるものでございます。

17ページでございます。ひるがの湿原植物園の入園料を改めますとともに表記を見直したいというものでございます。

めくっていただきまして18ページでございます。美並の彌川バンガローの使用料を改めるものでございます。

次に、19ページでございます。フォレストパーク373のコテージ、オートキャンプ場の使用料、それからレジャー施設の使用料、野外ステージの使用料を改めるとともに表記を見直したいというものでございます。

1枚めくっていただきまして、20ページでございます。上段は美並総合案内所のギャラリーの使用料を改めるものでございます。下段につきましては、明宝温泉にあります食材供給施設の使用料、店舗料を改めるものでございます。

21ページ、これは明宝小川コテージの施設・設備備品の使用料を改めるものでございます。

1枚めくっていただきまして22ページでございます。これはめいほう高原自然体験センター、いわゆる「もりっこはうす」と呼んでおるものでございますが、この施設設備の使用料を改めますとともに、表記を見直したいというものでございます。

23ページ、明宝（磨墨の里公園）の物産館、各施設の使用料、テナントの使用料、舗装広場、これは駐車場でございますが、磨墨会館の使用料を改めますとともに表記を見直したいというものでございます。

1枚はねていただきまして24ページでございます。めいほう野外ステージの施設使用料を改めるものでございます。

25ページ、和良運動公園のスポーツ施設・設備、多目的広場の使用料、レストラン及び2階施設、それから屋外の貸店舗の使用料、シャワー施設の使用料を改めますとともに表記を見直すというものでございます。

1枚めくっていただきまして26ページでございます。和良川オートキャンプ場のキャンプサイト等の使用料、また、デイキャンプを行う際の使用料を改めますとともに表記を見直すものでございます。

27ページは、和良大月の森公園キャンプ場のコテージ、バンガロー、テントサイト、研修棟の使用料、加えてデイキャンプを行う際の使用料を改めますとともに表記を見直すというものでございます。

最後のページ、28ページでございます。高鷲吼高原スポーツ広場のグラウンド使用料を改めますとともに表記を見直すものでございます。

戻っていただいて恐縮でございますが、本条例の15ページに戻っていただきたいと思っております。附則を掲げてございます。附則、この条例は平成26年4月1日から施行するというものでございますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 議案第20号の説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第20号 郡上市都市公園条例の一部を改正する条例について。

郡上市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、消費税の規定を改める等所要の規定を整備するため、この条例を定めるものでございます。

新旧対照表の1ページでございますけれども、8条の第2項のアンダーラインを引いておりますけれども、消費税を加えた額という表示を、新のほうでは消費税等相当額に基づき消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法に基づき地方消費税が課せられる金額に、同法に基づく税率を乗じて得た額を加算した額に改めるものでございます。

それから、13条と14条の見出し中の手続きのきというのを削除するものでございます。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 議案第21号から23号までについて、環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 議案第21号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について。

郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。八幡南部簡易水道施設の認可変更申請に伴いまして、給水区域を改める等所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、改正後の本文を載せさせていただいております。これにつきましては、さらにおめくりいただきまして新旧対照表にて説明させていただきます。

郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。これは最高裁判所の判例により、水道使用量の取り扱いが公債権から私債権、公から私でございますけれども、これになったことに伴いまして、督促手数料及び延滞金の規定を削除しようとするものでございます。

表右側の第44条第2項から第5項までと、1枚おめくりいただきまして、附則第19項を削除するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

これは、八幡南部簡易水道施設の認可変更申請に伴い、給水区域を改める等の所要の規定を整備するためのものでございます。表右側、事業名、八幡町那比簡易水道、それから相生、千虎、下吉野、1枚おめくりいただきまして4ページ右側の高畑の各簡易水道を3ページ左側の八幡町八幡南部簡易水道とするものでございます。

以上、改正する条例の附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第44条第2項から第5項まで及び附則第19項を削る規定は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第22号 郡上市水道事業料金等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市水道事業料金等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。督促手数料及び延滞金の規定を削除するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、改正後の本文を載せさせていただいております。

これにつきましては、さらにおめくりいただきまして新旧対照表にて御説明させていただきます。

これは、先ほど申しました簡易水道でも説明させていただきましたが、最高裁判所の判例が、水道使用量の取り扱いが公債権から私債権となったことに伴いまして、督促手数料及び延滞金の規定を削除しようとするものでございます。表右側第11条第2項から第5項までと、1枚おめくりいただきまして、附則第7項を削除するものでございます。

以上の改正する条例の附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

次に、議案第23号 郡上市資源ごみ回収施設「エコプラザ」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市資源ごみ回収施設「エコプラザ」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次

のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。こちらは中部清掃センター跡地利用として進めてまいりました八幡エコプラザの進捗に伴いまして、施設の位置を改めるこの条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、中ほどでございます。第2条の表八幡エコプラザの項中の八幡町有坂148番地5を八幡町有坂50番地1に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。

おめくりいただきますと新旧対照表を載せさせていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

続いて、議案第24号から25号までの説明を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議案第24号でございます。郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚はねていただきますと改正の内容でございますけれども、障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の中の第2条でございますけれども、名称及び位置の表でございますが、このうち大和町でございます、みずほ園の項を削り、同じく同表でございますけれども、高鷲にございます、ぼぶらの家の定員を10人から20人に改めるものでございます。

この条例は26年4月1日から施行するというものでございます。

まず、みずほ園でございますけれども、現在、指定管理者制度に基づきまして、郡上市社会福祉協議会が管理運営に当たっておりますけれども、民間事業所として施設を有効活用するため、無償譲渡をもって引き続き障害福祉サービス事業所としての機能を高めるための改正でございます。

なお、無償譲渡につきましては、議案の第76号で提案することとしてございます。

ぼぶらの家の定員を20人に改正することにつきましては、これまでみずほ園とぼぶらの家は主従関係にありまして、サービス加入者が兼任をして2施設を合わせた利用者負担の加算が適応されていたことから10人となっております。これを単体事業所として引き継ぎをいたしまして、事業所指定の基準に基づき利用定員20人以下とし、就労継続支援、B型の事業所として運営を行うための改正でございます。

よろしく願いをいたします。

続いて、議案第25号でございます。郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。

郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、消費税率等の引き上げに伴い、郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例ほか7条例について施設の使用料を改める等所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

資料をはねていただきまして、新旧対照表の1ページをごらんをいただきたいと思っております。

8施設でございますけれども、一つ目が、これは白鳥にございます高齢者福祉センターの使用料でございます。消費税の引き上げに伴う改正でございますけれども、転嫁の方法でございますが、基礎となる税抜き単価に1.08を乗じまして、1円未満を四捨五入をして10円単位にするものでございます。

集会室を見ていただきますと、1,050円のところが1,080円、その他の部屋のところでございますけれども、860円として改正するものでございますが、1.08を掛けますと864円になりますが、四捨五入の関係で860円にするというものでございます。

続いて、第2条の関係、新旧対照表の2ページでございますけれども、高鷲にございます高鷲福祉交流センターの使用料の改正でございます。同様の考え方でございます。

3ページが白鳥にございます白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山の使用料を改正するものでございます。

4ページでございますが、高鷲町にございます高鷲保健福祉センターこぶし苑の改正でございますが、まず、第3条でございますけれども、施設の機能として第2号に改正後、郡上市高鷲保健介護予防センターとしての改正を行うものでございます。高鷲の健康管理センター、今回改修を予定をしております、町民センターにございます図書館の分室機能を移転することに伴いまして、健康管理にかかわる保健機能を、隣接をしてございますこのこぶし苑の2階に移転するための名称変更でございます。下段のところが使用料の改正でございます。

次に、5ページでございますけれども、八幡のおなび生きがいセンターの使用料に係る改正でございます。

続いて、7ページでございますけれども、郡上市の保健センターの改正でございます。

まず、第2条でございますけれども、「名称及び位置」というところでございますが、本条例に規定をいたします市内の6つの保健センターの施設でございますが、このうち高鷲の健康管理センターにつきましては、先ほど申しましたように高鷲町民センターの図書館分室の機能を移転することに伴いまして、第2条中の高鷲健康管理センターの項を削ることでございます。

8ページが八幡の保健福祉センターに係る使用料の改正でございます。

9ページでございますが、大和にございます大和保健福祉センターやまつつじの各室の使用料の

改正でございます。

11ページをお願いをいたします。美並町にございます美並健康福祉センターさつき苑の各室の使用料の改正でございます。

附則でございますけれども、本条例につきましては平成26年4月1日から施行するという事で予定をしております。

よろしくをお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

議案第26号から28号までの説明を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、議案第26号でございます。

郡上市学校給食費徴収条例等の一部を改正する条例について。

郡上市学校給食費徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、消費税率等の引き上げに伴い、郡上市学校給食費徴収条例ほか18条例について学校給食費及び施設の使用料を改める等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

それでは、施設はたくさんございますので、新旧対照表のほうで概要を説明させていただきたいと思っております。新旧対照表でございます。本文ページ34ページの次になってございますが、新旧対照表の1ページ目をごらんいただきたいと思っております。

郡上市学校給食費徴収条例の一部改正でございます。現行、小学生児童年額4万6,800円。これを年額4万8,000円に改めるものでございます。これにつきましては、4万6,800円を現行の消費税率で割りまして、新しい消費税率を掛けましたもの、ただし、12カ月の均等割ということがございますので、端数処理をさせていただきました。これによりまして、現行、小学生月額3,900円でございますが、新しくは月額が4,000円ということで、月額100円のアップということになります。

中学生につきましては、現行、年額5万4,000円でございますが、これを年額5万5,200円。小学生と同じでございますが、消費税率を掛け直しまして、これも端数処理をいたしまして、月額で比較をいたしますと、中学生現行月額4,500円が、新しくは中学生月額4,600円、同じく月額100円のアップということになります。

その下段でございますが、ここからは施設の使用料になります。

郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、3つの幼稚園がございまして、これにつきましては、部屋をお貸しいたしました場合の使用料が定められております。見ていただきましたとおり、例えば、改正前でございますが、全日2,100円でございますが、これを

2,160円というふうに改めるというものでございます。なお、計算方法等につきましては、端数処理のほうでございますが、原則四捨五入をもってさせていただくということでやらせていただきます。

次のページをおめくりいただきますと、高鷲町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、これも同じでございます。3ページ目の一番上の右側の会議室520円というのが現行でございますが、実は、この520円と申しますのは、本来は500円が税抜きで現行5%で525円であろうと。ただし、端数を切っておりますので520円という考え方をいたしまして、500円を税抜きで1.08を掛けまして540円にさせていただくという考え方でございます。

それから、その下に備考のところでございますが、これは文言の表現の統一をさせていただきました。「です」「である」「ものとする」というような、これは文言の統一でございます。

それから、5ページ目をおめくりいただきますと、和良町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。これも、先ほど説明いたしました料金、消費税率分を引き上げさせていただくというものでございます。

6ページにつきましては、郡上市総合文化センター条例の一部改正でございます。これにつきましても同じでございます。

それから、8ページ目に、先ほどございました備考欄がございますが、こちらも文言の表現と数字の様式化といったようなことで、修正をさせていただくということでございます。

それから、9ページ目が郡上八幡青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。これにつきましても施設使用料の消費税率アップによります改定でございます。

それから、飛んでいただきまして12ページでございますが、郡上市公民館条例の一部改正でございます。こちらにつきましても同じ考え方で使用料を改定させていただきたいというものでございます。

14ページでございますが、郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部改正ということでございますが、こちらも入館料を施設使用料と同じ考え方で引き上げさせていただこうというものでございます。

それから、次の15ページでございますが、郡上市社会教育施設設置条例の一部改正でございますが、こちらも同じで、施設の使用料を改めようとするものでございます。

それから、ちょっと飛んでいただきまして20ページになります。日本まん真ん中センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

別表にございます施設使用料につきましては、同じルールでもちまして改定をさせていただくということでございます。第8条でございます。「センターに入館して展示を鑑賞しようとする者は次の表に定めるところにより、入館料を納付しなければならない」ということで、現行の入館料が

200円、備考で高校生以上というふうになっておりますが、これを入館料100円、備考、同じく高校生以上ということで改めさせていただきたいというものでございますが、これにつきましては、平成23年度に入館促進ということで、博物館的施設等の料金の引き下げをさせていただきました。300円を200円、200円を100円といったところで、こちらのまん真ん中センターの入館料だけがそれがちょっと錯誤でそのまま残っておりますので、今回改めさせていただいて200円を100円、消費税を加味いたしましてもそのまま100円ということでございますが、改正をさせていただきたいというものでございます。

それから、23ページでございます。白鳥ふれあい創造館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましても、それぞれの施設の使用料を改めさせていただきたいというものでございます。

続きまして、27ページでございます。大和生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、こちら施設使用料金を改正させていただきたいというものでございます。

それから、29ページ、郡上八幡楽藝館（旧林療院）の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、こちら入館料を引き上げさせていただくというものでございます。

次のページ、30ページでございますが、郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、こちら入館料あるいは施設の使用料等を改めさせていただくものでございます。

次の31ページでございます。大和総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、こちら施設使用料等を改めさせていただくものでございます。

33ページになりますが、郡上市立学校体育施設等開放条例の一部改正でございます。こちらにつきましても、小学校、中学校の体育館、屋外運動場、一部テニスコート等もございしますが、こちらの施設の使用料金あるいは照明の加算料金等を改正させていただくものでございます。41ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、41ページに八幡中学校の体育館1階、体育館2階、それから屋外運動場、テニスコートとなっております。現在、屋外運動場でございますけれども一番右端のところ、旧のところの一番右端のところは、こちらは照明がございませんので、照明の加算料が入ってございませんが、新のほうをごらんいただきますと、屋外運動場の照明加算料、1時間当たり1,080円、それから目的外でございますと1時間当たり2,160円ということで、八幡中学校の照明が完成をいたしました時点から運用させていただきたいということでございます。後ほど、附則のほうでも少し分かれておりますので、説明させていただきます。

それから、ずっといきまして、45ページでございます。郡上市体育施設条例の一部改正でございますが、社会体育施設等につきまして、同じく使用料金等を改正させていただきたいというものでございます。

それから、ずっと飛びます、53ページになります。郡上市総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正ということでございます。

こちらにつきましても、同じく使用料金を改めさせていただくものでございますが、ちょっと見ていただきたいと思いますが、55ページをごらんいただきたいと思いますが、55ページの下段です。別表の2（第11条、第20条関係）個人使用料ということで、プール、トレーニングジム、施設共通、それから金額が「大人、70歳以上の者及び心身障害者」ということで書いてございますが、こちらの区分のところの「心身障害者」と現行なっておりますものを、「心身障がい者」というふうに文字を改めさせていただくということ。

それからこちらのほうでございますが、例えばプールでございまして、当日の利用券の、例えば70歳以上の方、現行200円でございます。これが、その右でございまして、回数券ということで10回分の料金です。ですから、200円で2,000円で11枚で、1枚分が割引をされておるといふ計算をされておりますので、これにつきましては、この右側を見ていただきますと200円はルールで計算いたしますと210円ということでございまして、それから210円の10枚分ということで2,100円と。2,000円をそのまま計算式で計算をいただきますと2,057円というような数字になりまして、10円未満を端数処理いたしますと2,060円というような計算になろうかと思いますが、こちらにつきましては、当日の1回分をまず定めまして、その10枚つづりというような考え方でございまして、計算がルール上ちょっと違うのではないかというようなことを思われるかもしれませんが、こういうルールでございまして。

また、通常使用と目的外使用でございまして。こういったものも、通常使用の倍を目的外使用で徴収させていただくとか、あるいは1時間が定められておりまして、半日を例えば3.5時間という計算、あるいは1日を6時間という計算をしておるものがございまして。現行でございまして、これは、その基礎となります1時間あるいは通常のをまずルールどおり計算をさせていただいて、その上で3.5倍あるいは6倍、あるいは目的外でございまして倍という作業をしておりますので、計算式が必ず当てはまっておらないという、特にこういう回数券でありますようなものはこういうものがございまして、よろしく願いいたします。

それから、58ページでございまして、郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部改正でございまして、こちらと同じく使用料金を改めさせていただくものなんですが、今御説明をいたしました58ページの別表第2のところ「市民球場のアマチュアスポーツに使用する場合」という例をちょっとごらんいただきたいと思いますが、例えば旧でございまして、1時間、アマチュアスポーツで780円でございまして、これが「半日につき」ということで、これは3.5時間分という見方をしております。それから、「1日につき」というのは、6時間分という見方をしております。

それから、上に「入場料が無料の場合」と「入場料が有料の場合」という区分けがしてござい

して、基本的に、無料の場合の2倍というような金額がそれぞれかかっておりますので、これも改正後につきましては、基礎となります数字を算出いたしまして、それを3.5倍、あるいは6倍、それから有料・無料の場合は2倍というような計算をしてございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、附則のほうでございますが、本文の条例の34ページでございます。本文条例の34ページの附則に「この条例は平成26年4月1日から施行する。但し、第16条中八幡中学校屋外運動場照明料加算額の改正規定は平成26年6月1日から施行する」ということで、26年の6月1日からの施行になっておりますので、したいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

続きまして、議案第27号でございます。郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について。

郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、郡上市青少年育英奨学資金の貸し付け対象等の特例期間を延長するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、本文条例でございますが、次の新旧対照表をごらんいただきたいと思っておりますが、こちらは附則の改正でございますけども、附則の3番目に「貸し付けの対象者（特例期間の貸し付けの対象者）は平成21年2月20日から平成26年3月31日までの間（以下、特例期間という）に限り、第2条第2号に規定するもののほか、高等学校等に入学を予定している者も対象とする」というところにつきまして、この「平成26年3月31日」を3年延長させていただきまして、平成29年の3月31日まで延長をしたいというものでございます。

こちらの中身でございますが、現行、育英奨学資金の貸し付けでございますが、例えば高校生でございますと月額2万円以内、大学生等でございますと月額5万円以内と、この月額貸し付けのほかに一時的に入学の支度金、入学に伴います一時的な資金が必要となるということがございまして、特例が設けられております。今申し上げましたとおり、特例期間の貸し付けの対象者、第2条第2号に規定する者と申しますのが「高等学校あるいは大学に在学に在学していること」ということになりまして、例えば高校に入学予定の方はまだ高校に入っておりませんので中学に在学しておると。その方が例えばこの一時金を申請したいという場合に、「高校等に入学を予定している者も対象とする」ということでそれをフォローさせていただくものでございますし、さらに附則の4には、「特例期間の奨学資金の貸付額」というのがございまして、先ほど申しました月額のほかに、「特例期間に限り、第3条第1項、先ほど申し上げました高校生2万円、大学生等5万円以内ですが、に定める者のほか、一時金として50万円以内の額を貸し付けることができるものとする」ということがございます。まだ、経済情勢のほうがなかなか安定をしてきておりませんので、この一時金の

特例というものを3年間延ばさせていただきたいというものでございます。

それから、続きまして、議案第28号でございます。郡上市佐藤鐵太郎奨学基金条例を廃止する条例について。

郡上市佐藤鐵太郎奨学基金条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、佐藤鐵太郎奨学金給付制度の終了に伴い、郡上市佐藤鐵太郎奨学基金条例を廃止するため、この条例を定めようとするというものでございますが、佐藤鐵太郎さんの奨学基金につきましては、平成20年度からこの給付の制度を始めさせていただきました。佐藤様のほうから500万円の御寄附をいただきまして、これをもとに給付型の奨学金ということで、高校生を対象に月額5,000円でございますが、給付をさせていただいたということでございますが、実績といたしましては初年度の平成20年度に10名、これは当然20、21、22と3年間高校へ通われるわけですが、10名の方、これが180万円でございます。それから、平成21年度に入学されて平成23年度までということで、これも同じく10名でございますが180万円。それから、平成22年度に入学をされまして、22、23、24年度の間でこの制度自体は終了しております、この最終のときには8名ということで144万円、合計では28名の方、給付金額の合計では504万円ということでございます。これにつきましては、24年度末に終了しておりますが、それぞれ、これは毎年でございますけれども、給付を受けた奨学生がお礼の手紙等を書きまして佐藤様のほうに現状と申しますか、お礼の手紙だったりとかを届けさせていただきまして。また、今回24年度末をもって終了いたしましたので、教育委員会のほうからもお礼の文書等を9月ごろでございましたが発送させていただきまして、今回この3月の議会のほうで正式に廃止をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

以上で、説明を終わります。質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第29号から議案第41号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程32、議案第29号 平成25年度郡上市一般会計補正予算（第4号）についてから、日程44、議案第41号 平成25年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）についてまでの13議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第29号 平成25年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27

日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。平成25年度郡上市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,999万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ292億4,607万8,000円とする。

2は省略します。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の変更は「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は「第4表 地方債の補正」による。

6 ページをお願いします。「第2表 繰越明許費」でございます。追加、社会福祉費、障害者福祉事務経費で9万8,000円。

林業費、林業・林産業振興特別対策事業2億4,343万7,000円、道整備交付金7,105万5,000円。

道路橋梁費、合併特例道路整備事業2,840万円、過疎対策道路整備事業2,270万円、辺地対策道路整備事業1,183万5,000円、社会資本整備総合交付金事業2億4,158万9,000円、道整備交付金事業1,300万1,000円。

中学校費、中学校校舎等整備事業4億5,298万5,000円。

保健体育費、体育施設整備事業2,157万5,000円。

合計11億667万5,000円。

「第3表 債務負担行為の補正」、変更、「がんばれ子育て応援事業」平成25年度分、2. 期間、平成26年度から平成30年度まで2,050万円。

「第4表 地方債の補正」、変更、一般単独事業、補正後の金額のみをお読みします。

13億590万円。内訳は合併特例債でございます。特例事業でございます。辺地対策事業3億4,010万円、過疎対策事業3億3,640万円、合計31億1,510万円でございます。

議案第30号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。平成25年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,028万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,084万7,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ652万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,210万5,000円とする。

2は省略します。

地方債の補正、第2条、直営診療施設勘定の地方債の変更は「第2表 地方債の補正」による。

13ページをお願いします。「第2表 地方債の補正」、変更、変更後の金額をお読みします。病院事業810万円、辺地対策事業300万円、合計1,110万円でございます。

議案第31号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。平成25年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,376万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,598万2,000円とする。

2は省略します。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は「第3表 地方債の補正」による。

3ページをお願いします。「第2表 繰越明許費」、新規、資本的支出、建設改良費、高鷲北部統合簡易水道事業4,342万4,000円、高鷲南部統合簡易水道事業6,834万円、合計1億1,176万4,000円。

「第3表 地方債補正」、変更、簡易水道事業、補正後の金額をお読みします、4億1,810万円、辺地対策事業1億1,270万円、合計5億3,180万円。

議案第32号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。平成25年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ838万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,817万1,000円とする。

2は省略します。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表 地方債の補正」による。

4ページをお願いします。「第2表 地方債の補正」、変更、補正後の金額をお読みします。下水道事業4億9,700万円。内訳として、特定環境保全公共下水道事業債7,480万円、個別排水事業債1,370万円、辺地対策事業440万円、過疎対策事業270万円、合計5億410万円でございます。

議案第33号 平成25年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いします。平成25年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,235万円とする。

以下、省略します。

議案第34号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いします。平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,223万2,000円とする。

2以降は省略します。

議案第35号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。平成25年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,740万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,505万4,000円とする。

2以降は省略いたします。

議案第36号 平成25年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。平成25年度郡上市の宅地開発特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,734万円とする。

2以降は省略します。

議案第37号 平成25年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いします。平成25年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ857万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,643万6,000円とする。

2以降は省略いたします。

議案第38号 平成25年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。平成25年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,168万8,000円とする。

2以降は省略いたします。

議案第39号 平成25年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。平成25年度郡上市の和良財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ631万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,169万9,000円とする。

2以降は省略いたします。

議案第40号 平成25年度郡上市水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。総則第1条、平成25年度郡上市水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成25年度郡上市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおりに補正する。

支出、第1款八幡地域水道事業費用で補正予定額が657万5,000円、第2項、営業外費用も同額で

ございます。第2款白鳥地域水道事業費用で補正額490万6,000円、第2項の営業外費用も同額でございます。

議案第41号 平成25年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いします。総則第1条、平成25年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量第2条、平成25年度郡上市病院事業等会計予算（以下、予算という）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

入院、補正予定量のみをお読みします。郡上市市民病院一般1,883人、外来、郡上市市民病院348人でございます。1日平均患者数、入院、郡上市市民病院一般で1人、また、外来において郡上市市民病院で1人でございます。

続いて、2ページをお願いします。収益的収入第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款郡上市市民病院事業収益でございます。1億6,255万1,000円でございます。第1項医業収益1億6,194万7,000円、第2項医業外収益60万4,000円でございます。第2款郡上市国保白鳥病院事業収益403万6,000円、第1項医業収益399万6,000円、第2項医業外収益4万円。計1億6,658万7,000円でございます。

支出でございます。

第1款郡上市市民病院事業費1億6,255万1,000円、第1項医業費用4,638万7,000円、第4項特別損失1億1,616万4,000円。第2款郡上市国保白鳥病院事業費3,689万8,000円、第1項医業費用403万6,000円、第4項特別損失3,286万2,000円。計1億9,944万9,000円でございます。

資本的収入及び支出、第4条、予算第4条本文「過年度及び当年度分損益勘定留保資金3億1,456万7,000円」を「過年度及び当年度分損益勘定留保資金3億41万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款郡上市市民病院事業資本的収入、補正予定額が1,414万8,000円、第3項補助金1,414万8,000円でございます。計の同額でございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

補正予定額341万3,000円でございます。

他会計からの補助金、第5条、予算第9条中1億1,140万1,000円を1億1,144万1,000円に改める。

棚卸資産の購入限度額、第6条、予算第10条中7億3,339万4,000円を7億7,839万4,000円に改めてございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

ただいま説明のありました13議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑については、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第29号から議案第41号までの13議案については、会議規則第44条第1項の規定により、3月3日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第41号までの13議案については、3月3日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。開会時刻を2時40分とさせていただきます。

（午後 2時31分）

○議長（清水敏夫君） 会議を再開させていただきます。

（午後 2時42分）

◎議案第42号から議案第63号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程45、議案第42号 平成26年度郡上市一般会計予算についてから、日程66、議案第63号 平成26年度郡上市病院事業等会計予算についてまでの22議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、こちらのほうをお願いいたします。

議案第42号 平成26年度郡上市一般会計予算について、議案第43号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第44号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について、議案第45号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計予算について、議案第46号 平成26年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第47号 平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第48号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、議案第49号 平成26年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第50号 平成26年度郡上市宅地開発特別会計予算について、議案第51号 平成26年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、

議案第52号 平成26年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第53号 平成26年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第54号 平成26年度郡上市大和財産区特別会計予算について、議案第55号 平成26年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第56号 平成26年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第57号 平成26年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、議案第58号 平成26年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、議案第59号 平成26年度郡上市下川財産区特別会計予算について、議案第60号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、議案第61号 平成26年度郡上市和良財産区特別会計予算について、議案第62号 平成26年度郡上市水道事業会計予算について、議案第63号 平成26年度郡上市病院事業等会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

説明は、平成26年度郡上市当初予算総括表とありますが、こちらのほうで説明させていただきます。

こちらの会計名と平成26年度の予算額のほうをお読みさせていただいて、説明にかえさせていただきます。

一般会計273億6,300万円、特別会計で19会計でございます。国民健康保険特別会計49億9,148万8,000円、直営診療施設勘定4億7,374万3,000円、簡易水道事業特別会計20億2,800万6,000円、下水道事業特別会計22億5,206万3,000円、介護保険特別会計39億5,903万4,000円、介護サービス事業特別会計7億545万7,000円、ケーブルテレビ事業特別会計1億2,970万円、駐車場事業特別会計403万9,000円、宅地開発特別会計551万1,000円、青少年育英奨学資金貸付特別会計2,316万1,000円、鉄道経営対策事業基金特別会計1,191万8,000円、後期高齢者医療特別会計5億4,726万6,000円、大和財産区特別会計1,327万3,000円、白鳥財産区特別会計1,519万8,000円、牛道財産区特別会計1,311万2,000円、北濃財産区においては26年3月31日をもって無償譲渡するためにゼロでございます。石徹白財産区特別会計4,073万2,000円、高鷲財産区特別会計2,758万7,000円、下川財産区特別会計309万4,000円、明宝財産区特別会計3,822万2,000円、和良財産区特別会計2,391万9,000円でございます。

特別会計の合計が153億733万3,000円でございます。

一般会計、特別会計合わせまして426億7,033万3,000円でございます。増減額として、1億9,465万円で、一般会計と特別会計で0.45%の減でございます。

企業会計においては、水道事業会計3億3,075万7,000円、資本でございます、1億3,691万8,000円でございます。病院事業等会計、収益44億8,760万円、資本6億4,878万1,000円でございます。企業会計2会計の合計が56億405万6,000円でございます。

全22会計においての総合計が482億7,438万9,000円でございます。増減額において、2億1,894万5,000円の増でございます。増減率が0.46%の増でございます。よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） ただいま説明のありました22議案のうち、議案第42号については議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託いたします。なお、議案第42号に係る質疑は予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略します。

議案第43号から議案第63号までの21議案についての質疑は、会期日程に従い、改めて行います。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第42号については、会議規則第44条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第64号から議案第65号までについて（提案説明）

○議長（清水敏夫君） 日程67、議案第64号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定についてと、日程68、議案第65号 高鷲吹高原スポーツ広場の指定管理者の指定についてを一括議題とします。

説明を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 議案第64号について御説明を申し上げます。

郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について。次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市白鳥ふれあいの館、郡上市白鳥農畜産物処理加工施設、この2施設でございます。

2、指定する団体、郡上市白鳥町向小駄良693番地に株式会社しろとり。

3、指定の期間、平成26年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

本施設でございますが、これまで白鳥農業婦人クラブ手づくりの店を指定管理者として指定しておりましたが、従事者の高齢化等の理由により、指定管理辞退の申し出があったため、隣接施設の白鳥特産物振興センターと、しろとり木遊館の指定管理者である株式会社しろとりが周辺の施設と一体的に管理することにより、本施設の設置目的を効果的に達成できることが見込まれるため、株式会社しろとりへ指定管理をお願いしていくというものでございます。

なお、指定管理期間につきましては、隣接施設の白鳥特産物振興センター、しろとり木遊館の指定管理期間が平成28年3月31日までとなっておりますので、この周期を合わせるために平成28年3月31日までの2年間とするものでありますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 続いて説明を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 議案第65号 高鷲吠高原スポーツ広場の指定管理者の指定についてでございます。

次のとおり、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、高鷲吠高原スポーツ広場。
- 2、指定する団体、郡上市高鷲町鮎立3328番地1、協同組合高鷲観光協会。
- 3、指定の期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間でございます。

お手元に高鷲吠高原スポーツ広場の指定管理者の指定について、商工観光部観光課という2枚つづりの資料を配付をしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

今般、指定管理をお願いします施設につきましては、高鷲吠高原スポーツ広場のAグラウンド、1万2,126平方メートル、芝グラウンド、Bグラウンド、面積5,513平方メートルの土グラウンド、Cグラウンド、面積8,645平方メートルの芝グラウンドのグラウンド3面と、管理棟1棟、男女トイレ、男女更衣室さらに倉庫でございます。

この施設につきましては、平成24年度芝生の植栽工事、それから散水設備工事を行ってまいりました。平成25年度には、芝生の養生を行っておるところでございます。平成26年度より供用開始をしたいというものでございます。

指定管理者は、協同組合高鷲観光協会を指定したいというものでございます。その理由につきましては、お手元に配付いたしました資料の選定理由のところにも書いてございますが、「この協会が指定管理を行うことでラグビー、サッカー等の合宿誘致事業、宿舍手配事業、グラウンド管理業務が一括して実施できます。吠高原を核としたスポーツ合宿事業の振興には最適な団体であること」ということで指定をしたいというものでございます。

指定管理料は支払わないということで現在協議を進めておるというものでございます。

後ほどのページには、協同組合高鷲観光協会の概要を掲げてございます。

1枚はねていただきますと、この組合、105組合員で、資本金450万円、予算規模3,271万1,000円で行っておられるというものでございます。各種事業を展開をされておるところでございます。

さらに次のページには、簡単な施設の略図、さらにその裏面には、昨年9月でございますが、

吠グラウンドの芝生養生中の写真を掲げておりますので参考のためにごらんください。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 以上で、説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第66号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程69、議案第66号 過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第66号 過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

過疎地域自立促進計画を次のとおり変更したいので過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長日置敏明。

既に御承知のとおりでございますが、この過疎地域自立促進特別措置法によりまして、郡上市では一部過疎ですが、明宝地域と和良地域が過疎地域としての指定を受けておりまして、この自立促進計画を樹立をしております。

現在は、平成22年度から平成27年度の、この間の計画を順次推進をさせていただいておるところでございます。このことにつきましては、毎年これまでの事業実績、あるいは予算、補正予算等におきましての、その事業におきましての財源の確保、また今後、これ6年計画でございますので、全体としての次年度以降のいわゆる過疎債という起債をするに当たっての事業を想定をした枠取りといえますか、そういう形の中での計画を毎年見直しをさせていただいているところでございます。

特に、事業の追加、または中止、おおむね全体事業費の2割程度の変更のあるときには、知事協議を経まして、議会の議決をいただきまして、国に提出するということとなっております。

今般につきましては、特に39ページ、第10章のところの「その他地域の自立促進に関し必要な事項」、この「計画」のところ、事業名としましては「自然エネルギー活用施設」、事業内容、「公共施設木質ボイラー導入事業」ということで、この事業を平成26年度に新たに追加をするということに伴いまして、各章におきましての、第3項に当たります「諸計画」のところについては、平成26年度予算の編成に合わせまして全体計画を今般見直したところでございます。計画につきましては、総合計画等でも同じですけれども、基本的には当初の計画を推進をするという方針でありまして、（3）計画、いわゆる実施計画の、毎年、ローリングというふうなところを行わせていた

だいております。中身につきましては、現在、改正した後の計画を掲げておりますので、お手元に配付をしております参考資料をごらんをいただいて、こちらで御説明をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

この、過疎の計画におきましては、ごらんをいただきましたように、いわゆる事業の実施計画のところでは、いわゆる施策の区分、事業名、事業内容、備考欄がありますが、こういうところ、この表現においての変更分において、計画変更ということになります。そういうことで、この参考資料はその分を特出しして抜き出したものでございます。

一番上が交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進というふうな施策の区分につきまして、事業名、市町村道、その中の道路につきまして市道明宝線改良、これがL250がL150、延長の見直しがあった、変更があったということでございます。

以下、ごらんをいただいたとおりでございます。追加となったものは3番目の市道岩野上切線舗装、また、市道畑佐中央線舗装というものと、2ページにおきましての小坂中央線舗装、以下3つの改良でございます。

それから、橋梁につきましては、厚波厚曽線1号橋の架けかえですが、これはいわゆる事業年度を先に送らせていただいております。いわゆる27年度までですので、全体計画の中でそれを超えますところは削除という形になっております。その次のところの亀口線亀口橋補修につきましてもそういうことでございます。

また一方、市道佐原谷線佐原谷橋修繕につきましては、事業の優先度、必要度におきまして、こちらを追加をさせていただいております。

以降、見ていただいたとおり下線部が変更となったところでございます。

それから、自動車のところですが、寒水・気良線のバス購入につきましては、今般、そのもう1枚裏の3ページに小川線のバス購入事業がございますが、バスの小型化を図るということで小川線に導入しまして、現在小川線を走っております、21年度に導入した29人乗りを、こちらのほうを寒水・気良線のほうに回していくということによりまして変更でございます。

あとは、消防施設のところの見直しでございます。小型動力ポンプ積載車の整備、4台につきましては、これは事業を先に送るというふうな調整となっております。

また、このほか、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進というところにつきましては、介護老人保健施設につきまして和良介護老人保健施設の空調機器更新、リフト車更新事業と、また、診療施設につきましては、国保和良診療所におきましての除細動器等の更新、また、電子カルテ導入事業、また、診察台の更新等につきましては事業の追加となっております。

学校教育関連施設につきましては、和良小学校校舎耐震補強の屋体等の追加がございます。

また、自然エネルギー活用施設につきましては、先ほど申し上げました明宝温泉におきましての

木質ボイラー導入事業につきましてが追加となっております。

最後のページは、全体計画の数字を入れたものでございます。いずれにしましても、過疎債をしっかり活用していけるように事業掲載をしながら、新年度予算との整合を図ったところでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 最後の説明の参考資料、穴が開いて字が見えんところが2カ所ほどあるが。これ、もらえるのかな。別に数字がどうこうするわけやないけども、わからんていうのはよくないと思うので。

○議長（清水敏夫君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 済いません。大変失礼しました。この議会でお配りする資料、2穴開いておりますが、数字を直撃をしておりますので、この数字がわかるようにさせていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

○議長（清水敏夫君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第66号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第66号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第67号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程70、議案第67号 辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 続きまして、議案第67号の辺地総合整備計画の変更について、よろしくお願いいたします。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

現在の辺地計画につきましては、平成22年度から26年度までの間の計画を現在進めさせていただいておりまして、来年度がこの計画期間におきましては最終年度ということとなります。

いわゆる辺地度数というものがこの要件に合うという形で、郡上市では全体で6つのエリアを辺地の地域として持っております。中部、北部、西部、南部、また、東部、さらに東部田平とありますが、東部と東部田平地区につきましては、過疎地域の先ほどの自立計画の区域に当たりまして、明宝、和良地域につきましては、そちらの事業を用いる場合が多いということがあっておりますので、事業としては、今般、4つの地区の辺地の計画変更について上げさせていただいております。

こちらにつきましても、新しい新規事業の推進、あるいは掲載しております事業を廃止するという場合、あるいはその事業におきまして、いわゆる起債の予定額が金額として増額となるという場合につきましては、やはり知事協議を経まして、市議会の議決をいただいて、国に計画を提出すると、こういうふうな手続きとなっております。こちらにつきましても、既に知事協議を済ませていただいております。

ちょっと、1枚めくっていただきますと、先ほどの過疎の計画と様式が違いまして、これの3、「公共的施設の整備計画」のところの表記のあり方が「道路」ここは、今現在の言っているところは郡上中部辺地のエリアであります、「道路」として事業費を全体枠として計上する。そして、財源内訳として、特定財源と一般財源をここに記載をしまして、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を計上すると、こういうふうな様式となっております。したがいまして、これも事業明細につきましましては、参考資料を本日添付をさせていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

中部辺地につきましては、全体では、事業費としては1億2,432万円の減となりまして、辺地対策事業債の予定額は8,290万円の減でございます。

また、北部辺地におきましては、全体としまして、合計額が一番下のところの変更前、変更後の比較を私も今申し上げておるわけですが、北部辺地につきましては、事業費の合計の比較が1億5,761万6,000円の増、辺地対策事業債の予定額としては6,361万円の減と。

西部につきましては、事業費合計の対比で2億4,776万円の増、それから辺地対策事業債の予定

額としては5,170万円の減。

郡上南部辺地におきましては、事業費としては72万円の減、辺地対策事業債の予定額としては3,380万円の減と、こういうことでございます。

おめくりをいただきまして、5ページ以降に事業の明細をつけさせていただいております。ごらんをいただきましたように、一番上の繁久線の改良につきましては、道路工でL452、これがL230と、こういうことでありまして、いわゆる延長が変更となったということでもあります。変更前、その他の変更も含んでおるわけでありまして、事業費としては2億1,150万円が2億992万7,000円というふうなことで、辺地債の充当予定額もこの金額という形で変更をかけております。

以下、ごらんをいただきましたように、各事業につきましては、26年度予算、この事業につきましては26年度まででありますので、ただいま上程されました新年度予算の編成に合わせて、その財源としての辺地債、一番有利な100%充当の80%交付税措置と、こういうことですから、最も有利な起債ということですが、この財源確保ということで、事業、新年度予算に合わせて、このように変更をかけさせていただきました。

主だったところは、この空白となっている部分につきましては、これは事業が削除されておるのでありまして、27年度以降に繰り延べされると、そういうふうな意味合いでありますし、また、6ページのところで新規に入っているものにつきましては事業の緊要度といえますか、そういうふうな判断によりまして事業追加になったものもでございます。

以下、7ページ、8ページ、9ページ、10ページまでそれぞれ辺地別に事業を掲げさせていただいておりますが、これは全て予算と合わせさせていただきます。

ただ、県のほうの協議のタイミングが大体11月になります。それで最終的な郡上市の26年度予算の市長査定で予算が確定するタイミングは1月末から2月上旬になってまいりますので、その間のタイムラグが11月から12月、1、2とありますので、その3～4カ月の間に、当初、県に上げる計画量が、あるいは計画の事業内容が一部変更になっておりますので、その辺につきましては、お含みおきをいただきたいと思います。財源の確保につきましては、確実にやっておるということです。よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第67号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号については、委員会付託を省略す

ることに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第67号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第68号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程71、議案第68号 工事請負変更契約の締結について(八幡中学校校舎棟耐震補強改修工事(建築工事))を議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) 議案第68号 工事請負変更契約の締結について(八幡中学校校舎棟耐震補強改修工事(建築工事))、次のとおり工事請負変更契約を締結したいから郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。
平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約金額、減額でございます、141万5,400円。変更前の契約金額が3億1,500万円、変更後3億1,358万4,600円。

契約の相手方、郡上市八幡町旭1035番地、株式会社高垣組、代表取締役 森下光。

工事の場所、郡上市八幡町小野8丁目5番地1。

変更の理由、バルコニーの施工変更に伴う手すりの減及び他工事との経費の合算に伴う減等による。

1枚おめくりをいただきますと、八幡中学校耐震補強工事資料というのをつけてございますが、今、工事名および工事場所、工期、工期につきましては、平成25年6月28日から平成26年の3月20日でございます。請負契約につきましては、だいたい、変更前、変更後を申し上げさせていただきました。

その下の7番目でございますが、変更工事の内容でございます。

仮設工事でございますが、仮囲いが変更前には639メートルという設計でございましたが、変更後は533メートルということで減になりまして、これで約23万8,000円ほど減額をしております。

それから、校舎棟バルコニー手すりの設置、当初設計では22カ所、変更設計ではゼロということ

で、こちらで約252万円が減額になっております。

校舎棟便所間仕切り、仕切り壁の仕様、当初設計ではALC板の厚さ100ミリを152平米ということでしたが、変更後はALC板の厚さ50ミリを304平米ということで、こちらが増額の165万8,000円でございます。

それから、渡り廊下棟の①、②の片持ちばりの長さの変更がございまして、当初設計では2.8メートルでございましたが、変更後には2.3メートルということで若干低くなりまして、こちらで5万2,000円の減額でございます。

それから、校舎棟と技術棟の改修工事でございますけれども、同一工事で業者も工期も重複しており、合算経費の減額ができました。これの効果が約26万3,000円ということで、合計141万5,000円ほどの減額になったということでございます。

このうちの、ちょっと、大きなものについて御説明をさせていただきたいと思いますが、2番目にごございましたバルコニーの手すりが22カ所が要らなくなったということもございますが、1枚はねていただきますと図面が載っております、もう1枚はねていただきますと校舎棟の立面図がございまして、今回この黒くM字型に各1階、2階、3階のほうにございますのが、これが筋交いでございますが、鋼板内蔵型RCブレースということで、ここへ筋交いを入れるということで、ちょうど各階を仕切りますところにベランダがございまして。そして、このベランダと筋交いのほうの工事でございますが、当初、スパンの長いところにつきましては、まずベランダをはつり落として、そして新たに筋交いを入れてからもう一度ベランダをつくり直すということで予定しておりましたが、短い部分につきましては、ベランダを一部底の部分をかいて、筋交いを通して、そしてベランダを修復するというような予定をしておりましたが、こちらの一部の工事が始まりまして、やはりちょっと亀裂が走るということがございまして、これはベランダの支えと申しますか、そちらの工法等ということもございまして、こちらと同じくはつると、全て新しく、ベランダを落としてつけ直すということになりました。

それで、ちょうどこのベランダの窓の部分と申しますか、横一直線ではなくて間と間がございまして。実は、こちらのところに筋交いが通りますと、こちらのところは実は内側に膨らんでおります、デザイン上の関係ですが、内側に膨らんでございまして、そこへ筋交いを通りますので、通るのに非常に狭くなるということで、こちらの対策といたしまして、それを少しでも広げるために、そこに手すりと申しますか、今はコンクリートで巻いたような状態ということですが、そこに手すりのようなものをつけるということで、それを22カ所予定をしておりましたが、今申し上げましたとおり、そちらのほうのベランダにつきましては、全て新しくつけるということで、それが不要になったということでございます。

なお、このベランダの工事のほうの新設の部分の増につきましては、これは業者のほうが施工方

法等の責任ということもございまして、負担をしていただいたということでございます。

それから、もう一つは、トイレの間仕切りが、これを予定しておりましたけれども、ALCと申しまして、軽量気泡板のコンクリートでございますが、これの100ミリという厚さのものでトイレの間仕切りをしていく予定でございましたが、こちらにつきましては非常に在庫が少なくなりまして、その数量が確保ができないという事態が発生をいたしまして、何とか夏休み中の工期というのを外しますと非常に延びていってしまうということもございまして、厚さが50ミリのものを2枚、間に芯を入れて、それでもって今の100ミリのかわりをさせるというような工法に変更をいたしましたことからそれが大きくなったという。

大きな工事金額の変更につきましては以上でございます。

なお、現在のところでございますが、大体2月の末、あすがその末になりまして、正式な報告ではございませんが、校舎の建築並びに電気設備のほうの工事につきましては、一応95%完了しておると。それから、技術棟につきましても同じく95%完了をしておるということで、予定どおり、こちらの工期の中で完了ができる見込みという予想でございます。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番です。

今、手すりがなくなったというような話でしたけれども、ちょっと理由がわからななだんです。その手すり、狭くなったからなのか、作り直したからもうそれでよかったのか、手すりは結局ついたのかどうかわからなかったということ。

それから、もう一つ、3ページの図の赤でずっとしとるの、これ、仮の囲いなんですか。これの説明もお願いします。

○議長（清水敏夫君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 先ほどのバルコニーでございますが、これは支障なく、新しくつけましたのでちゃんとバルコニーとしてはついております。

それから、今御質問のございましたこの3ページ目の、失礼しました、こちらの説明が抜けておりましたが、この3ページ目の赤く下のほうに長方形になっておりますのが、これが養生に鉄板がずっと敷いてございますし、それから、上のほうにちょっと見にくいんですけども、一番上のところに植栽がありまして、その内側にこういう囲いと申しますか、がございまして、これらの位置が変わったことによりまして、先ほど御説明させていただきました仮囲いのメーター数が変わってきたということでございます。

○議長（清水敏夫君） そのほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第68号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第68号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第69号から議案第77号までについて（提案説明）

○議長（清水敏夫君） 日程72、議案第69号 財産の無償譲渡について（郡上八幡吉田農林集会所）から、日程80、議案第77号 財産の無償貸し付けについて（八幡町柳町字一の平地内）までの9議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第69号 財産の無償譲渡について（郡上八幡吉田農林集会所）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物、郡上市八幡町初納1215番地10、構造、木造平屋建て、床面積、84.05平方メートル。

2、譲渡の相手方、郡上市八幡町初納1215番地10、吉田自治会代表 野田健吾。

3、譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございます。

吉田自治会のほうへ無償譲渡していきたいということでございます。その裏面に集会所等管理台帳がついてございますので、よろしく願いいたします。

続いて、議案第70号 財産の無償譲渡について（小間見集会所）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物、郡上市大和町小間見249番地1、構造、鉄骨造平屋建て、床面積、151.52平方メートル。

2、譲渡の相手方、郡上市大和町小間見483番地1、小間見自治会、自治会長 田代肇。

3、譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございます。

これも同じく自治会のほうへ無償譲渡ということでございます。裏面には集会所等の管理台帳がついてございます。

議案第71号 財産の無償譲渡について（白鳥コミュニティ消防センター）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物、郡上市白鳥町白鳥1063番地10、構造、鉄骨造一部2階建て、床面積、168.27平方メートル。

2、譲渡の相手方、郡上市白鳥町白鳥872番地、白鳥自治会、自治会長 曾我金一。

3、譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございます。

これも同じく集会所等の管理台帳が裏面についてございます。

議案第72号 財産の無償譲渡について（前谷集会所）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物、郡上市白鳥町前谷318番地1、構造、木造平屋建て、床面積、166.45平方メートル。

2、譲渡の相手方、郡上市白鳥町前谷318番地1、前谷自治会代表 日置正史。

3、譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございます。

これも同じく裏面に集会所等の管理台帳をつけてございます。

議案第73号 財産の無償譲渡について（石徹白農村センター）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物、郡上市白鳥町石徹白第36号51番地1、構造、木造2階建て、床面積、257.04平方メートルでございます。

2、譲渡の相手方、郡上市白鳥町石徹白第33号31番地、石徹白自治会、自治会長 上村源悟。

3、譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございます。

この件についても集会所の管理台帳が裏面についてございます。

議案第74号 財産の無償譲渡について（二日町地区第1コミュニティ消防センター）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物、郡上市白鳥町二日町838番地1、構造、鉄骨造平屋建て、床面積、106.92平方メートル。

2、譲渡の相手方、郡上市白鳥町二日町874番地1、二日町自治会代表 三島一朗。

3、譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございます。

これも集会所等の管理台帳をつけてございます。

議案第75号 財産の無償譲渡について（高鷲大洞集会所）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物、郡上市高鷲町鮎立1963番地1、構造、木造平屋建て、床面積156.55平方メートルでございます。

2、譲渡の相手方、郡上市高鷲町鮎立2909番地、鮎走自治会、自治会長 山下斉。

3、譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございます。

集会所等管理台帳が裏面についてございます。

それと、一つ飛んで議案第77号を説明させていただきます。財産の無償貸し付けについて（八幡町柳町字一の平地内）。

次のとおり財産を無償貸し付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1、無償貸し付けする財産、土地、所在、郡上市八幡町柳町字一の平469番地1の一部。511番地

2、485番地9の一部、485番地10の一部、地目、山林及び宅地、面積6,360.2平方メートルでございます。

2、貸し付けの相手方、郡上市八幡町柳町一の平511番地2、奥濃飛白山観光株式会社、代表取締役社長 鈴木俊幸。

3、無償貸し付けの理由でございます。郡上八幡ホテル積翠園は、筆頭株主である大手資本が平成23年3月末をもって経営から撤退したが、市内の産業会で構成される地域活性化協議会の会員の出資により事業が承継されている。同施設は八幡町の中心市街地におけるシンボリックな施設であり、また総合規模のコンベンションホールを備えていることからその存続が望まれているものでもある。今般、地元産業会の尽力により、経営の存続は図られ、株主である市としても市有地である施設敷地の無償貸し付けを平成23年度から平成25年度までの3年間行ってきたが、今後も引き続き厳しい経営状況が予測されていることから、さらに3年間、土地を無償で貸し付け、経営を支援するとい

うことでございます。

裏面に位置図等々、赤いマーキングがしてございますが、この部分が無償貸し付けの部分でございます。よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 続いて、議案第76号の説明を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議案第76号でございます。財産の無償譲渡について（障害者福祉サービス事業所みずほ園）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産でございますが、建物でございます。所在は郡上市大和町剣92番地1、構造は鉄骨造の平屋建て、床面積でございますけれども425.17平方メートルです。

2、譲渡の相手方でございますが、郡上市大和町徳永585番地、社会福祉法人郡上市社会福祉協議会、会長 上村悟。

3、譲渡の理由でございますけれども、民間事業所として施設を有効活用するためでございます。

1枚はねていただきますと、譲渡する建物の概要についてお示しがしてございます。

先ほど、議案第24号の障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正で御説明を申し上げたところでございますが、本施設は現在、指定管理者制度に基づきまして郡上市社会福祉協議会が管理運営に当たっていますが、施設を無償譲渡することによって、民間事業所として障害福祉サービスの運営及び経営を高めるためのものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第78号について（提案説明）

○議長（清水敏夫君） 日程81、議案第78号 市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第78号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので議会の議決を求める。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号1-1507号、初納区内18号線、郡上市八幡町初納字下島から郡上市八幡町初納字下島間でございます。

1-1508号、初納区内19号線、郡上市八幡町初納字下島から郡上市八幡町初納字下島間ござい

ます。

6-628号、小川峠線、郡上市明宝小川字道谷から郡上市明宝畑佐字宮尾間でございます。

7-126号、鹿倉オンボ川東垣内線、郡上市和良町鹿倉字オンボ川から郡上市和良町鹿倉字東垣内間でございます。

7-1334号、土京小川線、郡上市和良町安郷野字坊ケサレから郡上市明宝小川字道谷間でございます。

1枚目を見ていただきますと、場所でございますけれども、せせらぎ街道の八幡の初納住宅3棟でございます、その隣の下流側で組合施工で初納区画整理組合ということで事業を実施されておりました、その中で整備されました道路を市道認定をするものでございます。赤でせせらぎ街道に直接ぶつかりまして、区域を丸く囲むところが18号線でございますし、その間の青のラインでございますけれども、この青ラインにつきましては初納区内19号線というものでございます。

1枚めくってもらいますと、少し拡大した図面がございますので、御確認をいただきたいと思えます。

それから、あと3本ございますけれども、お手元の資料にA3のこの図面をお渡しさせていただいておりますけれども、これにつきましては県道から市へ移管する件で市道認定をお願いするものでございます。

一番最初に、青のマーキングをしたところが3カ所あるかと思えますけれども、市道小川峠線ということで、これは県道金山明宝線でございますけれども、ずっと要望しております金山明宝線の小川トンネルの計画がその黄色の線になるわけですけれども、今後これが整備されたことを前提に今回市道認定するものでございます。それで、青で小川峠線ということで、これが旧道の峠が残りますので、この間を市道認定するものでございます。

それから、2番目として、一番下にピンクのラインがありますけれども、これが国道256で、和良の道の駅がございまして、そこから黄色いラインで三叉路にぶつかりますけれども、この黄色い路線が県道鹿倉白山線で、そこで青で市道鹿倉オンボ川東垣内線ということで書いておりますけれども、これが大月の森のほうへ入っていきまして、行き止まりの県道でございますけれども、今回、この間を市道に認定するものでございます。

もう1点につきましては、もう少し下の土京の安郷野橋にぶつかったところから小川峠の頂上の間、これが一般県道の畑佐和良線でございますけれども、この間につきましても、市道に認定をするというものでございます。

今回市道認定させていただきますけれども、またこの工事が完成したときに正式に市が管理をしていくということで、この事業が完成するために事務手続き上のこともありますけれども、県のほうも、市のほうは県から市道へ受けるための整備条件等もいろいろ申し込んでおる中で、そういっ

た条件等を整備する中でも、県のほうも市道認定をしていただいて予算確保をして順次、早急にそういった整備ができるように進めていきたいということで、今回市道認定をお願いするものでございますのよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 以上で説明を終わります。質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 緊急の質問で、扱わなければ結構ですけどもよろしいでしょうか。この議案について。

○議長（清水敏夫君） この議案についてかな。この議案については質疑の時間がありますので。

○1番（山川直保君） 済いません。66号と関連しておりまして、その議事の順番の持ち方について、ちょっと指摘と意見がありましたので。発言はだめですか。きょうでないでちょっとまずいような気がするんで。発言だけだめでしょうか。もしもそれが緊急に扱っていただければいいんですけど。今の市道認定だけでなかったの。それでしたら質疑のときにしますけれども。それでないので。発言を許していただけませんか。

○議長（清水敏夫君） 質疑ということかな。

○1番（山川直保君） もしそれを緊急で扱っていただければ。（発言する者あり）

○議長（清水敏夫君） 通告制にしとるもので。

○1番（山川直保君） 緊急も。

○議長（清水敏夫君） うん。そのために通告をするってことなので、関連でそのときに……。

○1番（山川直保君） それとの関連なんですけど、これ緊急で、これが議案できょう上がってしまっただけで可となってしまったので、まあ、可なんですけど、それに関連しとったので、意見を申し上げたかったのですが。

○議長（清水敏夫君） 過疎計画との絡みか。

○1番（山川直保君） はい。今でないといけないので、お願いしたいんですが。

○議長（清水敏夫君） それは過疎計画の中身についての質問になるのかな。

○1番（山川直保君） この議事が、議事進行上ですけども、実際これ過疎計画にある場所の市道認定なんですよね。特に、明宝和良についてはこの過疎計画27年までである中での道が、いろんなことでちょっと手順を間違われたのかと思って。

○議長（清水敏夫君） 過疎計画に載ってないのは……。

○1番（山川直保君） しゃべらせていただいて……。 （発言する者あり）

○議長（清水敏夫君） それなら……。ちょっとこれ正式な……。休憩するか。それでは、暫時休憩をいたします。

（午後 3時49分）

○議長（清水敏夫君） ただいまから会議を再開いたします。

（午後 3時57分）

○議長（清水敏夫君） 日程81、議案第78号の説明を以上で終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎報告第1号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程82、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成26年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、専決第9号でございます。専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成26年1月24日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、平成25年10月6日午後5時ごろ、郡上市八幡町島谷36番地1、常盤町ふれあい会館駐車場において展示パネルを片づける際に駐車中の相手方車両に展示パネルが当たり、当該車両を損傷させた。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、3万450円でございます。

裏面で専決第10号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成26年2月6日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、平成25年11月24日午後1時ごろ、郡上市美並町大原地内、市道大矢中山1号線において、走行中の車両がグレーチングを通過した際にこれがはね上がり、車両前部のバンパーに接触し損傷を与えた。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、5万6,073円でございます。

大変申しわけございません。

○議長（清水敏夫君） 質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で、報告第1号を終わります。

◎議選任第1号（事務局長朗読・提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程83、議選任第1号 郡上市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君） 議選任第1号 郡上市農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定による議会推薦の農業委員会委員に次の者を推薦する。平成26年2月27日提出、提出者、郡上市議会委員 渡辺友三。賛成者、同じく鷺見 馨。

郡上市議会議長 清水敏夫様。

住所、氏名、生年月日の順に読み上げます。

郡上市明宝畑佐545番地、岩田英男、昭和22年3月10日。

郡上市和良町三庫1609番地、岩出明喜、昭和26年6月1日。

郡上市白鳥町二日町1350番地、西村富江、昭和29年7月5日。

郡上市高鷺町鷺見880番地、丸山和美、昭和36年8月17日。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ここで、提案者の説明を求めます。

15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 15番、渡辺です。ただいまの議選任第1号 郡上市農業委員会委員の推薦についてでございますが、さきにも述べましたように、今回の農業委員、南部、北部の統合によりまして、選挙が行われたわけでございますが、2月2日の告示をもって選挙が行われ、23名の方と農協推薦1名の方が決定をされました。その中におきまして、議会推薦ということございまして、この選挙により決定をされました農業委員の方々、また、地域性等を考えながら、そしてもう一点は、女性の登用ということが一つの課題となっております。そんなことも配慮、考慮いたしまして、また、これまでの経験というようなことも参考にさせていただきまして、以上の4名の方をここで推薦をさせていただきたいと、かように思っておりますので、よろしく御賛同のほどお願いいたし

ます。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議選任第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議選任第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議選任第1号、原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議選任第1号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

◎議報告第1号について

○議長（清水敏夫君） 日程84、議報告第1号 諸般の報告について。

例月出納検査の結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたごき、報告にかえます。

◎議報告第2号について

○議長（清水敏夫君） 日程85、議報告第2号 諸般の報告について。

定期監査の結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたごき、報告にかえます。

2月18日までに受理しました請願は、お手元に配付しました文書表のとおり、各常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

(午後 4時06分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 山 川 直 保

郡上市議会議員 田 中 康 久